

第1 はじめに

1 第1次和歌山地域司法計画の概要

(1) 2001（平成13）年6月12日、司法制度改革審議会意見書が提出されました。これを受けて、和歌山地域における「国民の利用しやすい司法」「国民のための司法」「国民の参加する司法」の実現に向けて、和歌山の司法の現状を踏まえ、県民とともに今後の改革の方向性について議論する土台を提供すべく、和歌山弁護士会は2002（平成14）年10月、第1次和歌山地域司法計画（以下「第1次計画」といいます。）を策定し、発表しました。

(2) 第1次計画では、和歌山における司法改革のあるべき姿を探るために、その時点における和歌山の司法の現状を、裁判所、検察庁、弁護士会について分析し、和歌山における司法のあるべき姿、改革の方向性を広く全般的に提示しました。

第1次計画の特徴としては、司法統計年報に基づき、計量分析の手法を用いて、和歌山県内に必要とされる裁判官の数を具体的に提示したことにあります。この手法は、日本弁護士連合会でも非常に注目され、その後の裁判官増員議論の標準的な手法とされました。

2 その後の経過

その後、司法試験合格者数の増加や法科大学院制度の導入など司法制度改革審議会意見書の内容が具体的制度として実現施行されていきました。

また、「司法過疎」「弁護士過疎」と呼ばれる状況を改善し、いわゆる弁護士のゼロワン地域（支部）を解消するため、全国各地でひまわり基金法律事務所が設置され、ゼロワン地域がほぼ消滅しました（和歌山県においても、御坊と新宮の2カ所にひまわり基金法律事務所が設置されました。）。

また、日本司法支援センター（法テラス）が設立され、従来裁判所が行っていた刑事国選業務と財団法人法律扶助協会が行っていた法律扶助業務が日本司法支援センターにより行われるようになりました。

刑事裁判制度の改革として、2006（平成18）年10月2日より始まった被疑者国選弁護制度は2009（平成21）年5月21日より、対象事件が必要的弁護事件全般に拡大されるとともに（それまでは、法定刑が死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件に限定されていました。）、一定の重大犯罪についての裁判員制度

が実施に移され、国民が直接裁判に参加する制度が創設されました。その一方で、刑事裁判への被害者参加制度が創設されるなど、犯罪被害者支援制度も拡充されました。

裁判所の運営面でも、国民の司法参加という観点から、従来の家庭裁判所委員会に加え、地方裁判所委員会も設置されました。

3 第2次和歌山地域司法計画策定の狙い

第1次計画において、弁護士会の改革の方向性として、「いつでもどこでも弁護士にアクセスできるようにするための方策」を掲げましたが、紀北法律相談センターの開設、多重債務者夜間無料法律相談の実施などその一部は実現されました。

しかし、弁護士会全体としては、裁判員裁判など、個々の司法改革諸制度に対する議論や対応に忙殺されたこともあり、第1次計画が示した裁判官の増員などの課題や改革の方向性の議論を県民とともに深めたり、改革の実施と進捗状況の検証やこれを踏まえた新たな問題提起をすることについてこの間充分になしえなかったことは率直に反省しなければなりません。

第1次計画が策定されてから既に10年が経過し、司法改革の諸制度が具体的に実行されています。これまで実施された司法改革諸制度に現れた成果と問題点をあらためて確認整理し、「国民の利用しやすい司法」「国民のための司法」「国民の参加する司法」の実現という究極の目標に向けて、私たち和歌山弁護士会が今後の10年間に何をなさなければならないか、さらに裁判所、検察庁を含めた和歌山県内における司法のあり方をいかに改革していかなければならないかを、そこに至るまでの必要な道程を示しながら、具体的に明らかにすることが、改めて求められています。

また、昨年3月11日に発生した東日本大震災はこれまで経験したことがないほどの広範囲で甚大な被害を引き起こし、さらにそれに続く福島第一原子力発電所の事故は、おびただしい被災者、被害者を生み出しました。未だにその復旧、復興までの道りは遠く険しい状況にあって、我々法律家が果たすべき役割は小さくありません。特に和歌山県は、遠くない将来に起こると予測されている南海・東南海地震において、東日本大震災と同程度、またはそれ以上の大きさの津波被害も予想されています。その際に我々和歌山弁護士会が何をなすべきか、なしうるかについても、今ここで十分に議論して準備しておかなければなりません。

このような問題認識のもとに、和歌山弁護士会は第2次和歌山地域司法計画を策定するものであります。

第2 和歌山の現状

1 人口

和歌山県の人口は長期にわたって減少傾向が続いており、2012（平成24）年3月1日には99万2102人となり、ついに100万人を切りました。

このうち北部（和歌山市、岩出市、橋本市、海南市、紀の川市、伊都郡、海草郡）の人口が全体の約65%を占める一方、中部（有田市、御坊市、有田郡、日高郡）は約16%、南部（田辺市、新宮市、西牟婁郡、東牟婁郡）は約19%に止まっており、人口は北部に集中している状況です。

また、年少人口（0～14歳）の割合は、2008（平成20）年10月1日現在で13.1%、2009（平成21）年10月1日現在で12.9%、生産年齢人口（15～64歳）の割合は、2008（平成20）年10月1日現在で60.8%、2009（平成21）年10月1日現在で60.4%、老年人口（65歳以上）の割合は2008（平成20）年10月1日には26.1%、2009（平成21）年10月1日現在には26.7%になるなど、少子高齢化が進んでいます。

和歌山県の世帯数は2012（平成24）年3月1日現在で39万5674世帯、1世帯当たりの平均人数は2.51人となっています。

2 地理的特徴

和歌山県は、古くから「木の国」と云われており、総面積4726平方キロメートルのうち3832平方キロメートルが紀伊山系を中核とする山岳地帯であり、山岳地帯が総面積の約81%を占めています。

北は大阪府、東は奈良県と三重県、紀伊水道を挟んで徳島県、兵庫県（淡路島）と隣接しています。

3 交通網

(1) 鉄道網

和歌山県の鉄道網は、東西を結ぶ幹線としてJR和歌山線があり、和歌山駅から紀ノ川沿いに橋本市を経て奈良県の王寺駅でJR関西本線と連絡しています。

南北を結ぶ幹線としては、JR紀勢本線があり、和歌山市から海岸沿いに海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市等を経て三重県の亀山駅でJR関西本線と連絡しています。

また、和歌山県と大阪都市圏内を結ぶ幹線としては、J R 阪和線が和歌山駅と天王寺駅（大阪市）間を、南海本線が和歌山市駅と難波駅（大阪市）間を、南海高野線が極楽橋駅から橋本市を経て難波駅間を結んでいます。

このほか、南海加太線、和歌山港線、わかやま電鉄貴志川線並びに紀州鉄道が幹線から枝分かれして、それぞれ市街地を結び鉄道網を構成しています。

(2) 道路

主な道路としては、紀勢本線と並行する国道42号線、和歌山線と並行する国道24号線、南海本線と並行する国道26号線があります。

現在県内に開通している高速道路には阪和自動車道と京奈和自動車道があります。

阪和自動車道は、大阪府松原市の松原インターを起点として田辺市の南紀田辺インターに至る高速道路であり、有田インターから御坊インター間は湯浅御坊道路となっています。2005（平成17）年には海南湯浅道路が阪和自動車道に編入され、有田インターまで片側2車線化されています。現在田辺以南ですさみインターまでの延伸工事が進められているとともに、有田インターから御坊インターまでの片側2車線化が事業認可されています。

また、京都から奈良を経て和歌山市まで計画されている京奈和自動車道は、和歌山県内では、2012（平成24）年4月現在、奈良県境から紀北かつらぎインターまで開通しており、今後2015（平成27）年に阪和自動車道と接続すべく工事が進められています。

(3) 和歌山市から和歌山県内地家裁支部・簡裁所在地までの所要時間

和歌山市から県内の地家裁支部、簡裁所在地までの所要時間は、湯浅町まで特急で30分程度、自動車で40分程度、御坊市まで特急で40分程度、自動車では1時間程度、田辺市まで特急で1時間程度、自動車で1時間30分程度、新宮市まで特急で3時間程度、自動車で4時間半程度かかります。妙寺（伊都郡かつらぎ町）まで和歌山線普通電車で1時間弱程度、自動車で1時間程度、橋本市までは和歌山線普通電車で1時間10分程度、自動車で1時間30分程度です。

また、特急は白浜まではほぼ1時間に1本、白浜以南はほぼ2時間に1本、和歌山線普通電車は和歌山駅から粉河駅までの区間は1時間に2本程度（粉河駅以东は1時間に1本程度）という運行状況です。

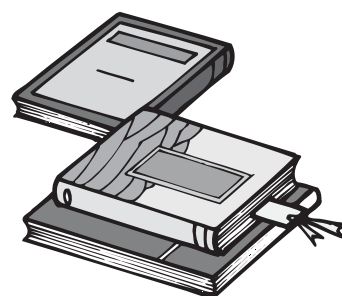
なお、和歌山市から大阪地裁・高裁までは電車で1時間10分程度（和歌山市～淀屋橋）、

自動車で1時間20分程度です。

4 企業数

2009（平成21）年における和歌山県内の中小企業（常用雇用者300人以下〔卸売業、サービス業は100人以下、小売業、飲食店は50人以下〕、または資本金3億円以下〔卸売業は1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は5000万円以下〕の企業）の数は4万647社、うち小規模企業（常用雇用者20人以下〔卸売業、小売業、飲食店、サービス業は5人以下〕の企業）の数は3万6648社となっています。

一方、大企業（上記中小企業に該当しない企業）の数は31社となっています。また、2009（平成21）年7月31日現在、和歌山市に本社を置く上場企業が6社、海南市に本社を置く上場企業が1社となっています。



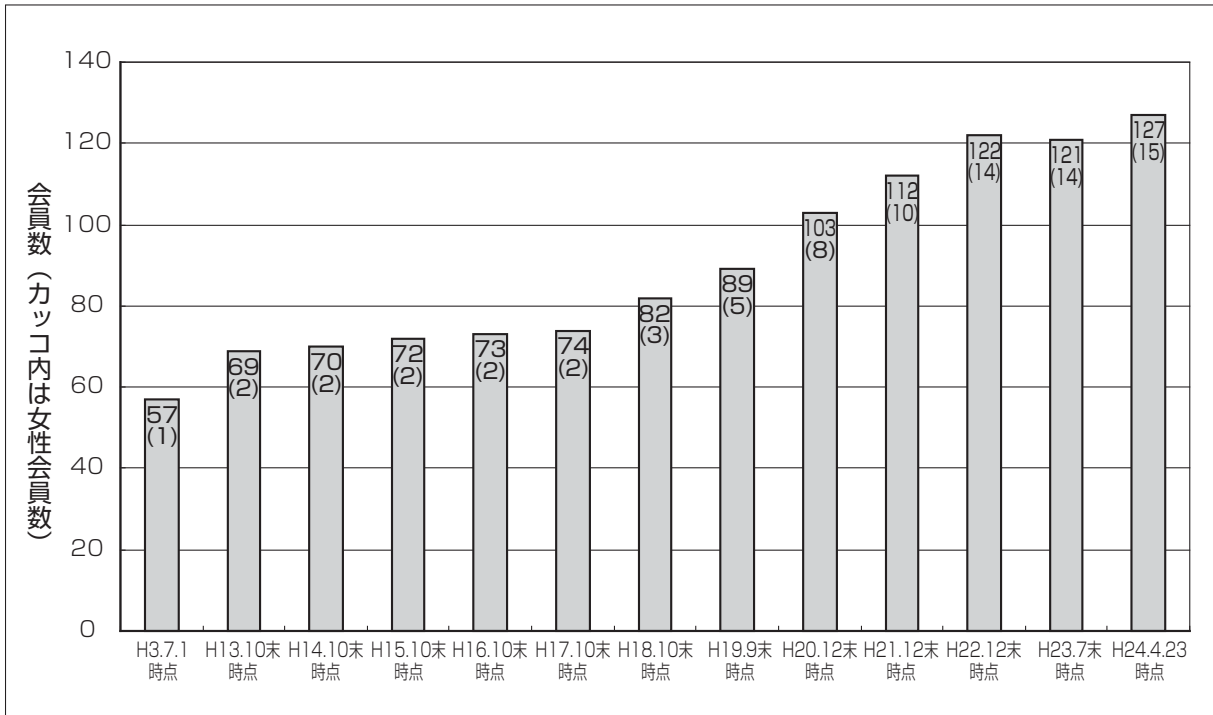
第3 和歌山の司法の現状と課題

1 弁護士会

(1) 会員の状況

ア 和歌山弁護士会全体の会員数の推移

和歌山弁護士会の会員数の推移は下表の通りです。



新司法試験が開始されるまでは、会員数の増加は毎年1～2名程度でしたが、新司法試験が実施された2006（平成18）年度以降は、毎年の新規登録会員数が大幅に増加し、会員数も飛躍的に増加しています。若手会員（60～64期）の割合は全会員の34.6%を占めるに至っています。若手会員の増加を受けて、和歌山弁護士会では、県民の方々に対し充実した法的サービス提供し続けるため、若手会員に対する研修制度の充実化を進めています。

イ 女性会員数の増加

近時、女性会員数の伸びが著しく、第1次計画策定当時（2002年）は2名であったところ、2012（平成24）年4月23日時点では、15名にまで増加していて、全会員数に占める女性会員率は11.8%となっています。

(ア) 修習期別

| 修習期 | 入会月 | 人数 |
|-----|----------|----|
| 34期 | 昭和57年 3月 | 1 |
| 54期 | 平成13年10月 | 1 |
| 56期 | 平成19年 1月 | 1 |
| 58期 | 平成23年 2月 | 1 |
| 60期 | 平成19年 9月 | 1 |
| | 平成22年 7月 | 1 |
| 61期 | 平成20年12月 | 3 |
| 62期 | 平成21年12月 | 2 |
| 63期 | 平成22年12月 | 3 |
| 64期 | 平成23年12月 | 1 |

(イ) 本庁・支部管内別

| | |
|---------|----|
| 和歌山本庁管内 | 13 |
| 御坊支部管内 | 0 |
| 田辺支部管内 | 1 |
| 新宮支部管内 | 1 |

ウ 本庁管内及び各支部管内の会員数の推移

下表は、本庁管内及び各支部管内の会員数を2002（平成14）年4月末時点と2012（平成24）年4月23日時点とで比較したものです。本庁、支部の会員数は、本庁管内に57名、田辺支部管内に8名、新宮支部管内に2名という状況でしたが、2012（平成24）年4月23日現在で、本庁管内に109名、御坊支部管内に2名、田辺支部管内に11名、新宮支部管内に5名とそれぞれ増加していますが、依然として本庁管内に弁護士が集中している状況です。

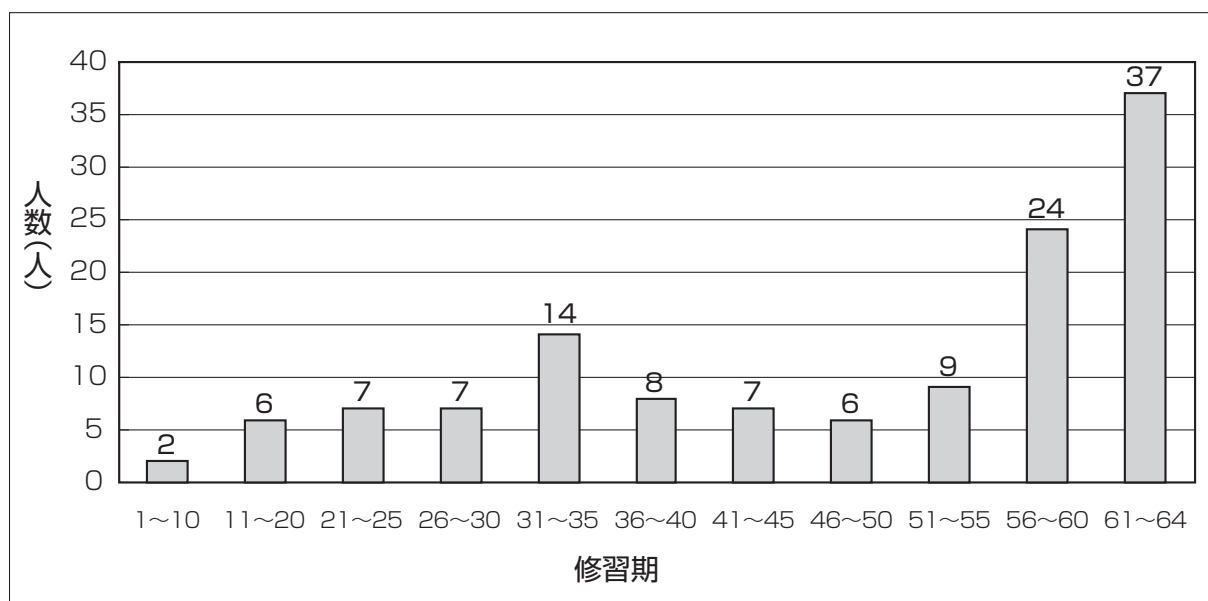
| | 2002年4月末時点 | 2012年4月23日時点 |
|---------|------------|--------------|
| 本 庁 管 内 | 57 | 109 |
| 田辺支部管内 | 8 | 11 |
| 御坊支部管内 | 0 | 2 |
| 新宮支部管内 | 2 | 5 |

エ 会員の構成（2012年4月23日現在）

（ア）年代別

| 年 代 | 人 数 |
|------|-----|
| 20歳代 | 7 |
| 30歳代 | 48 |
| 40歳代 | 16 |
| 50歳代 | 17 |
| 60歳代 | 26 |
| 70歳代 | 10 |
| 80歳代 | 3 |

（イ）修習期別



オ 近畿弁護士会連合会管内の他会と比較した和歌山弁護士会の弁護士数増加割合

2000（平成12）年から2010（平成22）年までの10年間の和歌山弁護士会の会員数の増加率は183.9%でした。他の近畿弁護士会連合会管内の弁護士会の増加率は、大阪弁護士会が148.9%、京都弁護士会が158.8%、兵庫県弁護士会が162.7%、奈良弁護士会が190.0%、滋賀弁護士会が238.1%という状況です。日本弁護士連合会全体での増加率は168.1%でした。

カ 対市町村人口比

(単位：人)

| | 人 口 | 2011年7月末 現在の弁護士数 | 弁護士1人当たり の人口 |
|---------|---------|---------------------|-----------------|
| 本 庁 管 轄 | 72万1718 | 105 | 6874 |
| 田辺支部管轄 | 15万1504 | 11 | 1万3773 |
| 御坊支部管轄 | 6万6778 | 2 | 3万3389 |
| 新宮支部管轄 | 5万5135 | 3 | 1万8378 |

※田辺市（旧田辺市、旧龍神村、旧中辺路町、旧大塔村、旧本宮町）の人口については2011（平成23）年6月30日現在、その他の地域の人口については同年7月1日現在を基準としています。

(2) 法テラス和歌山地方事務所の開設

2006（平成18）年4月2日に法テラス和歌山地方事務所が開設され、同年10月2日から業務を開始しました。

法テラスは、司法制度改革の一環として、それまで財団法人法律扶助協会が行ってきた民事法律扶助事業をさらに発展させるために、日本弁護士連合会が深く関与して設立された団体です。

法テラスは、民事法律扶助のほか国選弁護、情報提供、司法過疎対策、犯罪被害者支援など幅広い業務を行い、司法を国民に身近なものにすべく活動しています。

法テラスは、法務省を主務官庁とする独立行政法人の枠組みに従って設立されたことから、法務省による弁護士活動への干渉がされるのではないかなどの懸念があったため、弁護士が中心となって業務を行っており、和歌山弁護士会も法テラス和歌山地方事務所の所長及び3名の副所長を推薦するとともに、随時必要な協議を行い、連携しています。

2012（平成24）年4月1日現在で、法テラスと民事法律扶助契約を結んでいる弁護士は109名及び1法人、刑事国選弁護契約を結んでいる弁護士は108名となっています。

また、2007（平成19）年12月1日にスタッフ弁護士が1名着任し、さらに、2010（平成22）年1月1日からは弁護士2名体制となりました。

(3) 過疎・偏在の解消に向けた動き

ア 公設事務所の設置（御坊・新宮）

2006（平成18）年4月に御坊市に「御坊ひまわり基金法律事務所」が開設されました。また、同年6月には新宮市にも「新宮ひまわり基金法律事務所」が開設されました。ひまわり基金法律事務所（公設事務所）とは、弁護士過疎解消のために、日本弁護士連合会・各地の弁護士会・弁護士会連合会の支援を受けて開設・運営される法律事務所です。両事務所とも2012（平成24）年に一般事務所化して地元に着しています。

イ 橋本地域の状況

橋本地域では、現在2名の会員と1弁護士法人（非常駐支店）が弁護士業務を行っています。

(4) 弁護士会活動のさらなる活性化に向けた取組み

上記のとおり、和歌山地裁本庁管内、特に和歌山市内に弁護士が集中している現状からしますと、弁護士会の各種活動はどうしても和歌山市内を中心とする紀北地域に偏っていることは否めず、紀中・紀南地域において、和歌山弁護士会が十分な役割を果たしてきたとは言えません。

紀南地域で活動する会員に対して必要な情報が迅速に伝達できるシステムを構築し、それを通じて県民に対する法的サービスの提供、あるいは各種公的活動が、なるべく身近な地域で受けられる態勢を確立しなければなりません。また、刑事の分野においても後に述べますとおり、紀南地域においてもさらに迅速な国選弁護人の選任体制を実現する必要があります。

特に、昨年の中日本大震災の被害を目の当たりにした今日、紀南地域は、近い将来に発生が予測される南海、東南海地震において、その被災地となることが十分予想される地域でもあり、それに対して弁護士会としても備えを準備し、迅速に対応できる態勢を構築すべき重要性が高まっています。

これらの課題に適切に対処するためにも、弁護士会活動の中核をなす各種委員会活動にテレビ会議システムを導入して、紀南地域の会員が弁護士会活動に積極的に参加し易い環境を整えるとともに、和歌山地裁田辺支部あるいは新宮支部の管内に、弁護士会活動の拠点あるいは支部的な組織を設置することの検討を行っていきます。

2 裁判所

(1) 設置及び管轄の状況

和歌山県には、和歌山市に和歌山地方・家庭裁判所があるほか、御坊市、田辺市、新宮市に支部があり、簡易裁判所は本庁支部所在地以外に湯浅、妙寺、橋本、串本に設置されています（表紙裏の地図をご参照ください）。

管轄地域は別表1のとおりです。

(2) 裁判官数及び開廷曜日

和歌山地方・家庭裁判所のホームページ⁽¹⁾によれば、2012（平成24）年4月1日現在の裁判官数は別表2のとおりです。

また、前掲の和歌山地方・家庭裁判所のホームページによれば、2012（平成24）年4月1日現在の開廷スケジュールは原則として別表3のとおりとなっています。

(3) 事件数の推移

和歌山地方・家庭裁判所から提供された資料によれば、1991（平成3）年度及び2001（平成13）年度から2011（平成23）年度の民事事件、刑事事件、及び家事事件の事件数は別表4のとおりです。

(4) 現状の分析と今後の課題

ア 本庁の状況

和歌山地裁本庁の民事事件は、2001（平成13）年の762件から2010（平成22）年には948件と、2割近く増加しています。2006（平成18）年から2009（平成21）年の間は毎年約100件のペースで事件数が増加しています。これは、過払金返還請求訴訟の増加によるものと考えられます。2010年は微減していますが、和歌山弁護士会に登録する弁護士数の増加や法テラスによる民事法律扶助の広がりもあり、これまで司法的解決がなされなかった紛争が司法の場で解決されるケースが増えてくるものと思われます。

和歌山地裁本庁の刑事事件は、2001（平成13）年以降2010（平成22）年の1059件を除き概ね900件前後で推移していますが、2009（平成21）

⁽¹⁾ <http://www.courts.go.jp/wakayama/saiban/tanto/index.html>

年5月の裁判員制度の施行に伴い、集中し、また充実した審理を行うことが求められ、裁判所の処理負担は増していると思われます。

和歌山地家裁本庁の家事事件についても、離婚件数の増加や2004（平成16）年4月の新人事訴訟法の施行により人事訴訟の管轄が家庭裁判所に移管されたこともあり、事件数は概ね増加傾向にあるといえます。今後、高齢化に伴う成年後見事件の増加が見込まれ、また民法改正によって面会交流が明文化されるなど子どもの監護に関するきめ細やかな対応が要求されることが予想され、家庭裁判所の果たすべき役割は益々拡大していくものと思われます。

イ 地家裁各支部の現状・問題点

和歌山地家裁管内にある支部（田辺支部・新宮支部・御坊支部）では、現在、裁判員裁判も労働審判も行われていません。そのため、裁判員裁判対象事件は全て和歌山地裁本庁に起訴され、審理されています。また、裁判員候補者も県内全域から和歌山地裁本庁まで出頭しなければなりません。

本来迅速に解決することを目的とする労働審判についても、和歌山地裁本庁まで関係者が出頭しなければなりません。3つの支部のうち、田辺支部は合議事件を審理することができる支部ですので、少なくとも紀南地域で発生した裁判員裁判対象事件や労働審判事件は田辺支部で審理できるようにすることが必要であると考えます。

さらに、田辺支部では合議事件のうち、行政事件等については取り扱われておらず、和歌山地裁本庁で審理されています。

また、簡裁事件の控訴審は全て和歌山地裁本庁で行われます。田辺簡裁、串本簡裁、新宮簡裁の控訴事件については、少なくとも田辺支部で審理できるようにすべきです。

御坊支部にはそもそも裁判官が常駐しておらず、田辺支部の裁判官が支部長を兼ねており、週2回しか裁判官は御坊支部にいません。そのため、保全事件や保護命令事件等緊急を要する事件を取り組める体制になっているとは到底言えません。また、家庭裁判所の裁判官も兼務しているため、家事調停において協議がまとまっても、民事事件（特に証人尋問）が並行していると、調停を成立させるためには民事事件の終了を待たなければならないといった事態も生じています。このような問題を解決するためには、御坊支部に支部長裁判官が常駐することが必要です。

ウ 人的基盤の充実・確保の必要性

事件数が増加し、また多様化する現代社会において、訴訟の内容も複雑化していく

状況にあって、裁判官の数は10年前と比べほとんど変わっていません。事件数が増え、裁判官の数が変わらないのであれば必然的に裁判官1人あたりの手持ち事件数は増加します。2003（平成15）年7月の裁判迅速化法の施行もあり、審理期間が短縮化される傾向にあります。迅速化を求める余り審理が拙速になってはならないことは言うまでもありません。裁判官が事件の内容を把握し、必要な証人・当事者尋問、検証、鑑定等の手続を行ったうえで迅速かつ充実した審理を可能にするためには裁判官の増員を行い、裁判官1人あたりの事件負担数を減らすことが必要です。

また、各支部で生じている問題は、裁判官をはじめとする裁判所の職員の人員が不足していることに起因しています。

2002（平成14）年10月の第1次計画策定時点以降、和歌山地家裁管内の裁判官数（簡裁の判事を除く）は総数で2名の増員（本庁民事部、刑事部及び田辺支部各1名増員、家裁本庁1名減員）に留まっています。

この点、第1次計画では裁判官の人数について倍増が必要であるとしていますが、第1次計画策定時点と比べ司法試験の合格者数も倍増しており、和歌山弁護士会の登録弁護士の人数も7割近くも増加している中において、裁判官の人数を倍増させることは決して不可能ではありません。

また、裁判官の増員だけではなく、裁判所の職員（裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所速記官等）の増員及び確保も併せて行わなければなりません。裁判所書記官の権限の拡大や事件数の増加に伴い調書作成等の事務作業量も増加しているところ、迅速円滑な訴訟手続を実現するためには裁判所書記官の増員も必要です。家庭裁判所調査官については、前記のとおり今後子どもの親権や養育費、面会交流等子どもの監護に関するきめ細やかな対応が求められることから増員が必要です。裁判所速記官については、最高裁判所は1998（平成10）年度より、新たな裁判所速記官の養成を停止し、民間業者への委託による録音反訳を導入していますが、反訳を行う者が法廷に立ち会っていないために、誤字、脱字や不正確な反訳が散見されたり、プライバシー情報が流出するおそれがあるなどといった問題があります。現状のままでは定年退職等により10年後には裁判所速記官が存在しなくなる状況です。和歌山弁護士会もこれまで会長声明を発表するなどして、裁判所速記官の養成の早期再開を求めています。引き続き、最高裁判所に対して、速やかに速記官の養成を再開させるための活動を行っていきます。

Ⅱ 物的基盤の整備・拡充（裁判所の適正配置）

（ア）本庁新庁舎建替え

和歌山地家裁本庁舎は1964（昭和39）年に完成し、老朽化が進んでいたことから、現在2013（平成25）年度中の完成を目指し、建替えに向けた工事が行われております。

これに対し、和歌山弁護士会では、「和歌山地方裁判所本庁舎建替検討チーム」を設置し、奈良地裁本庁舎や大阪地裁堺支部庁舎の見学等も行い、市民にとって利用しやすい裁判所とするために最高裁判所及び和歌山地方裁判所に対して要望を行っております。具体的には、裁判所は新庁舎の建替えに伴い、敷地の一部を財務省に返還することを予定していますが、和歌山市のシンボルである和歌山城との景観や周辺環境との調和や駐車場スペースに余裕を持たせるために、再考を求めています。また、市民にとって利用しやすい裁判所とするために、DV事件等相手方から危害を加えられる危険性の高い場合に利用される被害者待合室や、少年審判廷について十分なスペースを確保することやプライバシーを確保し、当事者がリラックスして調停等に臨めるようにするために当事者待合室を増やすこと、今後家事調停や成年後見等で家庭裁判所の利用者の増加が見込まれることから、家庭裁判所のスペースについてゆとりあるものにするなどについても要望しています。新庁舎が市民にとって利用しやすい裁判所となるよう、和歌山弁護士会としては引き続き、裁判所に対してこれらの働きかけを継続していきます。

（イ）裁判所の適正配置

a はじめに

和歌山県内の弁護士数はここ10年間で著しく増加しました。県内でのいわゆるゼロワン地域も解消し、地家裁支部のない橋本市にも弁護士法人非常駐支店を含めると3事務所が開かれ、県民の弁護士へのアクセスはかなりの程度改善されたといえます。

しかし、市民間の法的紛争は、地域に弁護士がいればそれで適切に解決されるというわけではなく、最終的な公権的紛争解決機関としての裁判所が地域に存在することが不可欠です。

憲法32条は、国民に裁判所において裁判を受ける権利を保障しています。しかし、国民の居住する身近な地域や生活圏内に裁判所が存在してはじめて、裁判を受ける権利が実効的に保障されるのであり、裁判や調停のために何時間もかけて裁判

所に行かなければならないような状況では、もはや「裁判を受ける権利」は絵に描いた餅と同じです。

見方を変えれば、裁判所を含めた司法機関は、道路や上下水道と同じように国民生活を送る上で不可欠なインフラというべきであり、地域の実情にあわせた適正な配置が必要です。

その視点で、和歌山県内を見渡しますと、1990（平成2）年まで和歌山地家裁妙寺支部が設置されていた伊都橋本地域に支部を新設（復活）することの必要性を指摘しなければなりません。また、串本簡裁地域の管轄を田辺支部から新宮支部に変更することの要否についても検討する必要があります。

b 和歌山地家裁橋本支部（仮称）新設の必要性及び家裁妙寺出張所の活性化

1990（平成2）年まで設置されていた伊都郡かつらぎ町妙寺の和歌山地家裁妙寺支部が、地家裁支部統廃合により廃止されて和歌山地裁本庁管内となり、現在は妙寺簡裁と家裁出張所が置かれているのみという状況です。

家裁出張所は、当初は月2回、和歌山家裁の審判官や書記官が出張して調停などが開かれていましたが、現在は月1回のみとなっているため、利便性が相当程度低下しています。特に、弁護士が代理人につく事件においては、期日がほとんど入らず現実的に利用されていないと言っても過言ではありません。

伊都郡及び橋本市地域は、和歌山県の東北部に位置し、北は大阪府、東は奈良県と接しており、紀ノ川に沿って国道24号線とJR和歌山線が東西に走っており、また、大阪難波から高野山まで南海高野線が走っています。

橋本駅からは、南海高野線で、難波まで特急で45分程度なのに対し、和歌山地家裁本庁のある和歌山市までは、JR和歌山線を利用しても1時間5分程度かかります（しかもほぼ1時間に1本しかありません。）。橋本市北部の林間田園都市から公共交通機関を利用したとすると、乗換えがスムーズにできたとしても橋本駅で乗り換えて1時間20分程度かかり、高野山からでは2時間もかかり、隣の奈良地家裁五條支部のある五條市や大阪地家裁堺支部のある堺市に行くよりも遙かに時間がかかるという状況です。自家用車を利用したとしても、高野山からでは約2時間、橋本市中心部からでも1時間30分はかかります。

伊都橋本地域の大部分は、通勤や日常生活においても大阪エリアであり、日常生活において和歌山市に出ることはあまりないのが現状です。

このような状況において、伊都橋本地域の住民が紛争解決のために裁判所を利用

することのハードルは非常に高い状況になっています。特に、本人の出席が必要な離婚などの家事調停においては、その不便さは顕著です。

今、橋本市など地元自治体、地元経済団体も、地元のバランスのとれた発展、地域作りのためには地域に地家裁支部が必要であることから、橋本市や橋本商工会議所などを中心に「裁判所橋本支部設置推進協議会」の設立準備が進められており、地家裁支部の新設運動が起こりつつあります。国の財政状況などを考えれば、多くの困難も予想され一朝一夕に実現できるものではないかもしれませんが、県民に対する司法サービスの充実に責任を負わなければならない和歌山弁護士会としては、地域住民とともに、和歌山地家裁橋本支部（仮称）の新設実現のための運動を、粘り強く展開しなければならない決意で取り組んでいきたいと考えております。

また、地家裁橋本支部が新設されるまでの措置として、和歌山家裁妙寺出張所の期日を増やし住民が利用しやすい裁判所にすべきです。前述のように、この地域に現在ある和歌山家裁妙寺出張所は現在毎月1回、本庁から裁判官と書記官が文字通り出張してくるのみで、普段は単に受付業務しかなされていません。これでは、調停期日も十分に確保できず、現状では地域住民は現実的に非常に利用しにくい状況にあります。少なくとも週に1回は調停が行えるようにし、妙寺出張所を活性化すべきです。

c 串本簡裁地域の地家裁田辺支部から同新宮支部への変更の要否についての検討

串本簡裁の管轄地域は、東牟婁郡串本町と古座川町です。なお、串本町は従来西牟婁郡でしたが、2005（平成17）年に東牟婁郡古座町と合併したことを機に、東牟婁郡となりました。

串本簡裁管轄地域は、和歌山地家裁田辺支部の管轄地域であります。串本町中心部から田辺市までは国道42号線で約70km、自動車を使って約1時間30分かかります。一方新宮市までは約45km、所要時間は約1時間であり、経済圏としても新宮と一体であり、行政上も東牟婁振興局の管轄です。

今後、住民の意向調査を行うなどして、住民の利便性の観点から、串本簡裁地域の管轄を地家裁田辺支部から同新宮支部に変更することの要否について検討していきます。

また、現在では新宮支部に訴訟を提起したり、調停を申し立てても田辺支部に回付され審理されることとなり、串本簡裁管轄地域の住民は新宮支部ではなく遠方の田辺支部での裁判を余儀なくされます。かかる不都合を解消すべく、相手方当事者

の意見を確認したうえで、新宮支部で審理する措置も積極的に行うべきと考えます。

オ 市民の声を裁判所に反映させるために

裁判所運営について、広く国民の意見等を反映することが可能となるような仕組みを整備し、裁判所に対する国民の理解と信頼を高め、司法の国民的基盤を強化することを目的とするために、2003（平成15）年5月2日に最高裁判所の地方裁判所委員会規則及び家庭裁判所委員会規則が制定され、同年8月1日から施行されています。

和歌山においても地方裁判所委員会と家庭裁判所委員会が設置されております。これまで開かれた委員会の議事概要は和歌山地方・家庭裁判所のホームページに掲載されています。

(<http://www.courts.go.jp/wakayama/about/iinkai/index.html>)。

しかし、地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会ともに各年2回程度しか開催されず、テーマの選定や進行についても裁判所の主導のもと行われ、裁判所からの各種制度の説明の場と化しているきらいもあり、裁判所委員会は残念ながら必ずしもその機能を十分に果たしているとはいえない状況です。

和歌山弁護士会では、弁護士委員として地方裁判所委員2名、家庭裁判所委員2名を選出してありますが、今後司法制度調査対策委員会を中心に市民委員との意見交換や交流を深め、自由闊達な議論が行われるようバックアップしていきます。

3 検察庁

(1) 配置及び管轄の状況

和歌山県には、和歌山市に和歌山地方検察庁本庁があるほか、御坊市、田辺市、新宮市に支部があり、区検は本庁支部所在地以外に湯浅、妙寺、橋本、串本に配置されています。

これらは全て和歌山地方裁判所、和歌山家庭裁判所及び簡易裁判所の設置場所に対応する形で配置されています。

(2) 事件数と検察官等の人員配置について

ア 新受件数の推移

和歌山地方検察庁から提供された資料によれば、2001（平成13）年から

2011（平成23）年間の新受件数及び処分件数の推移は別表5のとおりです。

イ 検察官等の人数の推移

- ・ 2001（平成13）年12月1日時点
検事10名、副検事10名、検察事務官93名
- ・ 2012（平成24）年4月1日現在
検事8名、副検事8名、検察事務官93名
(検事の内訳は、以下のとおりです。)

| | 人 数 |
|------|-------------|
| 本 庁 | 7名 |
| 田辺支部 | 1名（新宮支部と兼任） |
| 御坊支部 | 0名 |
| 新宮支部 | 1名（田辺支部と兼任） |

※検事は、地家裁の裁判官や弁護士と同様、原則的に司法修習を終えた者から任命されるのに対し、副検事は、検察事務官等から検察庁内部の選考によって任命されます（検察庁法18条）。

(3) 顕在化している問題点

検察官の人数の減少と新受件数との関係から見れば、一見すると単純には検察官1人あたりの事件処理数は減少していると言えなくはありません。しかし、2009（平成21）年に裁判員裁判が開始されて以降、和歌山地方検察庁の労力の多くが裁判員事件に割かれているため、裁判員事件以外の一般刑事事件を担当する検察官の人数が著しく不足しているのではないかと考えられます。

その象徴とも言うべきものとして、以下に述べる①御坊支部に常駐する検察官が1人もいないという問題と、②地裁刑事部単独事件の公判の立会について原則的に副検事が担当しているという問題が挙げられます。

ア 御坊支部の問題

和歌山地検御坊支部には、従来、副検事が常駐していましたが、現在副検事すら常駐していません。

その結果、御坊支部管内で発生した刑事事件（交通事案を含む）は、そのほとんど和歌山地裁本庁に起訴されています。和歌山地検御坊支部の新受件数は2001（平成13）年の130件であったのに対し、2011（平成23）年には36件に、和歌山地裁御坊支部に公判請求された事件数は、2001（平成13）年の71件に対して、2011（平成23）年には4件となるなど、激減しています。

本来御坊支部に公判請求されるべき事件が和歌山地裁本庁に公判請求（起訴）されていますが、このことは、和歌山地裁御坊支部の機能縮小という結果につながりかねない重大な問題点をはらんでいます。さらに住民の側から見れば、自宅近くの裁判所で裁判を受けられないという側面も有しています。

イ 地裁刑事公判への副検事の立会

検察官の人数不足をうかがわせる現象として、和歌山地裁の刑事公判の単独事件について副検事の立会が原則化しているように思われる点があります。

和歌山地検に配属されている検察官は、検事及び副検事ですが、副検事は本来、「区検察庁の検察官の職のみにこれを補する」（検察庁法16条2項）とされており、区検察庁は簡易裁判所に対応しておかれている（同法2条）ように、本来副検事は区検察庁が扱う軽微な事件のみを処理し、地裁が取り扱う事件は検事が担当するのが原則です。

ところが、副検事について、「和歌山地方検察庁事務取扱」との職を与え、地方裁判所の単独事件の公判の立会が、否認事件や一部の複雑な事件と考えられている事件を除いて、ここ数年原則的に副検事が立ち会っており、原則と例外が逆転しています。本来検事が立ち会うべき公判を副検事が立ち会っている現実は、基本的に和歌山地検に配属される検事の数不足していることを象徴しており、これらの問題をなくすためには検事の増員が必要です。

第4 司法アクセスの拡充

(司法をより身近なものにするために)

1 法律相談

(1) これまでの取組み

ア 県民に対する法律相談事業の実施・運営

和歌山弁護士会館において、毎週火・水・木及び第2・4土曜日に法律相談センター相談（土曜日には1時間枠の遺言・相続特別相談）を実施しているほか、各地域の方々のために、御坊・日高常設法律相談所（相談日：毎週木曜日）、紀南法律相談センター（相談日：毎月第2金曜日）、紀北法律相談センター（相談日：毎週土曜日）における法律相談を実施してきました。また、多重債務者夜間無料法律相談（相談日：毎週金曜日）も実施しております。これらの法律相談の相談件数の推移は別表6のとおりです。

イ 各種団体の法律相談への弁護士派遣・管理

日弁連交通事故相談センターが運営する交通事故相談、和歌山県が運営する県民相談、高齢者法律相談、人権啓発センター相談、医療安全相談、和歌山市が運営する市民相談及びその他和歌山県下の自治体や社会福祉協議会による法律相談等に弁護士を派遣して法律相談を実施してきました。

(2) 法律相談の現状と問題

和歌山弁護士会が行っている上記各法律相談における相談件数はいずれも減少傾向にあります。とりわけ弁護士過疎地域の司法アクセスの充実を図るべく開設された御坊・日高常設法律相談所、紀南法律相談センター、紀北法律相談センターの各常設相談所の相談件数が近年顕著に減少しております。その原因としては、まず、近年、和歌山地裁新宮支部管内に1公設事務所（現在は定着しています。）、同御坊支部管内に公設事務所を含め2つの法律事務所（公設事務所は現在定着しています。）、橋本簡裁管内に2つの法律事務所と弁護士法人の支店が1つ、それぞれ開設されましたので、これらの事務所の弁護士により法律相談が行われていることが考えられます。原因がそれだけであれば、和歌山県内の弁護士ゼロワン地域が解消され、各地域の司法アクセスの充実が図られたこととなり問題はないのですが、各常設相談所における相談は、相談者が事前に予約を入れ、週1回

あるいは月1回の決まった時間に相談を受けるといった仕組みになっており、直ぐに相談したい、仕事等のためその時間には相談に行けないといった方々のニーズに応えられないといったことが原因となっているとも考えられ、対応を検討する必要があります。なお、各常設相談所は、2010（平成22）年に法テラスの指定相談場所となり、一定の資力要件を満たした方については無料相談も行われるようになりました。

弁護士会館における法律相談センターの相談件数も近年減少してきております。この点、2006（平成18）年4月に法テラス和歌山地方事務所が開設され、同年10月から業務が開始され、契約弁護士による扶助相談（無料）が行われていることや、2008（平成20）年1月から多重債務者夜間無料法律相談を実施していることが影響していると考えられます。多重債務者夜間無料法律相談の相談件数も減少傾向にありますが、これは貸金業法の改正等により、多重債務や過払金関係の相談自体が一昨年あたりから年々減少していることに由来していると思われます。

今後検証しなければならないことですが、テレビ・ラジオ・インターネット等で広告を行い、相談者と直接面談することなく電話やメールだけで相談に応じているケースがあるのではないかと考えています。電話やメールによる相談には自ずと限界がありますし、事務所の利益を優先するあまりに相談者が十分な相談を受けられないといった事態も想定され、問題は小さくありません。

（3）今後の取り組むべき課題

ア 良質な法的サービスの提供

法律相談業務においては、有料・無料を問わず、一定水準の法的サービスが求められています。今後は、利用者等に対してアンケートを実施するとともに、その結果を担当者研修制度で生かすといった工夫をして、さらに質の向上を図る必要があります。

イ 弁護士過疎地域の司法アクセスの更なる充実

地域住民に対する司法アクセス拡充の観点から、田辺市と新宮市の中間的なところに位置する串本町内に常設の法律相談センターを設置する準備を進め、2012（平成24）年10月に開設致しました。

また、相談件数が減少している中であって、今後現行の各常設相談所のあり方について、地元の弁護士を中心にどのようにすれば使い勝手のよいものとなるか検討を重ねていくとともに、県民移動相談や社会福祉協議会が実施している法律相談の相談

件数を調査するなどして、裁判所の所在地にとらわれずに、ニーズのある地域でタイムリーに法律相談を受けることができるような取組みを行っていきます。

さらに、民事家事当番弁護士制度を導入するなどして、出張相談や弁護士斡旋を行うといった方策も検討していきます。

ウ 無料法律相談の拡充

和歌山弁護士会館における法律相談センターにおける相談についても、資力の乏しい方々については、現行制度上でも無料相談を実施することは可能ですが、今後は法テラスとの連携を図りつつ、相談料を無料とする場合の資力要件を明確化するなどして、これらの方々のための無料相談事業を更に拡充していく必要があると思われます。また、自治体その他各種団体と連携を図り、無料相談を実施する機会を増やすことも検討しています。

2 中小企業支援

(1) 中小企業に対する法的サービスの現状

日本弁護士連合会が2007（平成19）年に全国の中小企業3214社に対して行ったアンケートによりますと、中小企業のほぼ50%が弁護士を利用したことがなく、利用したことのない理由の75%が「特に弁護士に相談すべき事項がないから」というものでした。しかし、他方で、法的問題を抱えている中小企業は80%もあり、60%の中小企業が顧問弁護士ないし相談できる弁護士がいないとのアンケート結果も出ています。

このアンケート結果については種々の分析が可能ですが、多くの中小企業は、法的問題について法的アドバイスを受けた方がよいとは考えていても、弁護士にアクセスが十分にできていない結果、わざわざ弁護士に相談するまでの問題でないととして解決していると見ることができます。

つまり、中小企業としては、訴訟の提起を受けるなど対応が迫られるケースになったときは弁護士にアクセスするしかないものの、そこまではいかないケースの場合には、なかなか弁護士にアクセスしないという傾向が見受けられます（かつて、和歌山弁護士会が和歌山県下の中小企業400余社に対し行ったアンケート結果でも中小企業の弁護士へのアクセス障害がみてとれる結果となっていました。）。

紛争性が高まり訴訟に至った場合のみでなく、日常的な場面において弁護士がリーガル

サービスを提供することが中小企業の利益にもつながり、中小企業もそのことを抽象的には望んでいるとは思われますが、そこには、何かしらのハードルがあり、結局十分なリーガルサービスを提供できていないのが現状といえます。

(2) これまでの和歌山弁護士会の取組み

これまで和歌山弁護士会は、消費者や市民個人へのリーガルサービスの提供、アクセス障害の解消については種々の対策、活動を講じてきましたが、中小企業に対する取組は、必ずしも十分なものではありませんでした。

もっとも、和歌山弁護士会においても、最近では、中小企業も大企業などに比較して相対的な社会的弱者であると捉え、アクセス障害が解消され、十分にリーガルサービスが提供されるべきという考えのもと、日本弁護士連合会の中小企業法律支援センターに連動して、「ひまわりほっとダイヤル」（日弁連中小企業法律支援センターのコールセンター専用の電話回線〔電話：0570-001-240〕を通じて申込みをした中小企業に対し法律相談を担当する弁護士を斡旋するというもの。初回の最初30分までの法律相談料は当分の間は無料。）の運用や「中小企業に対する法律相談会」の実施、さらには「中小企業関連団体との意見交換会」の開催など、順次対策を講じてきているところです。

しかしながら、これらの取組みは緒に就いたばかりであり、未だ十分なものとはいえません。

(3) 今後の取組み

今後は、中小企業が、訴訟等のハード案件の場合にだけでなく、いわば平時におけるコンプライアンス経営や日常的業務について、リーガルチェックを受けられるような関係づくりがより一層必要となると考えられ、そのため、和歌山弁護士会では次のような取組みを行っていきます。

ア 中小企業支援センターの設置

現在、「ひまわりほっとダイヤル」の運営は、弁護士業務改革委員会が所管していますが、これに限らず、中小企業問題に総合的に対処するためのセンターの設置を推進していきます。

イ 中小企業関係団体との関係強化

商工会議所、商工組合など、中小企業のニーズを集約している中小企業関連団体と

の間で、2011（平成23）年6月に開催された意見交換会での実績なども踏まえ、継続的な意見交換会の開催やシンポジウム等の共催等を通じて、その関係を強化し、中小企業のニーズを汲み上げるようにします。

ウ ひまわりほっとダイヤルの強化

ひまわりほっとダイヤルは中小企業に特化した弁護士アクセスツールであり、これを一層強化することが重要であり、広報を充実させるなどして、気軽にダイヤルしてもらえるような制度運用を目指します。

アクセス数が増えてきて、ニーズの傾向がみえてくれば、当該ニーズに特化した弁護士名簿などを備えることも検討します。

エ 中小企業対象の法律相談の開催

特定の日に中小企業を対象とした一斉相談会についても、ひまわりほっとダイヤルとの兼ね合いなど有効性も勘案しつつ、引き続き開催を検討していきます。

オ 研修、講演などの開催、講師派遣

中小企業や中小企業関連団体などを対象として、中小企業をとりまく法律問題に関する研修や講演会を開催します。

カ 弁護士に対する研修等

中小企業の弁護士に対するアクセス障害の大きな要因として、報酬、費用への不安が存することは明らかです。

弁護士報酬は各弁護士において自由に定めうることはもちろんですが、中小企業のアクセスを容易にするためには、予想可能性をもった明快な報酬提示を行い、費用不安を払拭することが大切です。

また、中小企業からの法律相談に適切に対応するためには、特別な法的知識や、深く、細部に渡った法的知識が必要になることも応々にしてあります。中小企業問題に対応する弁護士は普段よりこの点を意識して日々研鑽していかないと、いざというとき対応できなかつたり、対応に時間がかかたりして、結局、中小企業側からすれば、満足するリーガルサービスを得られず、弁護士側からすれば、時間に見合った報酬が得られないといった事態になりかねません。このような結果が繰り返されると、いつまでたっても中小企業と弁護士の距離は縮まらないこととなります。

そこで、中小企業に対するリーガルサービスを充実させるためには、個々の弁護士において上記のような点をふまえた対応が必要であり、和歌山弁護士会としては、会員に対し、より充実したリーガルサービスを提供できるようにするための研修や啓発等を継続的に行っていきます。

キ 広報活動の強化

弁護士会の広報活動の重要性は、中小企業に関するものに留まりませんが、中小企業からのアクセスを増やすため、よりよいリーガルサービスを広く提供するため、中小企業を対象とした独自の広報も検討していきます。

3 和歌山弁護士会紛争解決センターの設立と運営開始

和歌山弁護士会は、民事上のトラブルを柔軟な手続により、短期間に合理的な費用で、しかも公正で満足いくように解決することをめざす紛争解決機関、いわゆるADR (Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決手続) を2012（平成24）年度内に設立し、運営を開始します。

裁判手続は、手続が強力である反面、請求できる内容やその手続方法、立証責任などが法律などで細かく規定されているために利用しづらい面があります。

この点、ADRは、まず当事者の話し合いによる解決を目指す手続ですから柔軟な運営が可能であり、進め方によっては短時間に公正かつ合理的でしかも当事者に納得のいく解決を実現できることが期待できます。

弁護士会の紛争解決センターは、法律のプロであり、また紛争解決のプロである弁護士があっせん等を行います。あっせん人となった弁護士は、紛争の当事者双方の言い分をよく聞いて、弁護士の専門性や経験を活かしながら紛争の実情に即した双方が納得できる条件を当事者とともに探っていくこととなりますので、その結果、話し合いがまとまって和解ができるということが期待できます。

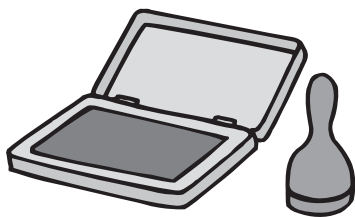
また、仮に話し合いがまとまらなかった場合でも、当事者が仲裁を希望すれば、担当する弁護士が仲裁人となって仲裁判断を行います。仲裁判断には、確定判決と同じ効力が認められており、不満があっても原則として後から裁判で争うことができず、また裁判所で執行決定を得れば強制執行もできます。

今後、和歌山弁護士会は、損害賠償事件、労働事件、不動産関係事件、相続や離婚など

の事件、近所間の紛争などにとどまらず、建築紛争、知的財産権に関する紛争、医療過誤、企業機密に関する事件など特に秘密保持が必要な事件や専門性の高い事件などにも対応できるように体制を整えていきます。

さらに、和歌山県は近い将来に大規模な震災に見舞われる可能性が高いとされていますが、震災時には震災に特有の多くの紛争が発生することが予想されますので、これに対応できる体制も整えていきたいと考えています。

和歌山弁護士会は、このような紛争解決センターを設置運営することで、紛争解決のための選択肢を広げ、さらにより利便性の高いものに発展させていくことを通じて、県民の皆様の権利の擁護に貢献していきます。



第5 権利擁護に対する取り組み

1 人権擁護活動

(1) 人権擁護委員会の役割・活動

和歌山弁護士会には人権擁護委員会が設置されています。この人権擁護委員会は、「人権侵害事件について調査をなし、本会に対し人権救済のための適切な処置をとるよう意見具申し、その他基本的人権を擁護するため必要な活動を行うことを職務とする」委員会です。弁護士法は弁護士の使命として「基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること」と規定していますが（第1条第1項）、まさにその弁護士の使命に基づいた委員会です。

具体的には、和歌山弁護士会に人権侵害救済申立てがあった事件等につき人権擁護委員会において調査し、人権侵害の程度に応じて警告、勧告、要望などの決定を行い、また、人権の回復や被害の救済のため助言や協力等適切な措置をとります。

このほか人権擁護委員会は人権にかかわる様々な課題について調査研究等を行い、必要な意見を公表したりする活動を行っています。「非正規雇用ホットライン」、「派遣切り・雇い止めホットライン」、「雇用と生活ホットライン」、「女性の権利110番」などです。また、死刑問題も人権擁護委員会の取り組む課題であり、和歌山弁護士会は、死刑制度の存廃を含めた問題点について国民的議論を尽くすとともに、その間死刑の執行を停止することを求める「死刑執行に関する会長声明」を6回出しています(2012年9月30日時点)。さらに、貧困対策、自殺対策、和歌山刑務所視察委員会委員のバックアップ等人権擁護委員会の活動は多岐にわたります。

今後とも、弁護士及び弁護士会に課せられた使命を少しでも果たすべく、活動を続けていく所存です。

(2) 人権救済基金の設置

2007（平成19）年に和歌山弁護士会に寄付していただいた遺産を原資として、2008（平成20）年3月18日、和歌山弁護士会人権救済基金が発足しました。人権救済基金は、人権救済や平和と民主主義の擁護のために和歌山弁護士会所属の弁護士の援助を必要とする人たちに対する弁護士費用等の援助、人権擁護・救済について顕著な活動をした個人、団体（弁護士以外の）に和歌山弁護士会人権賞を授与して顕彰するなど人権の救済と拡充をめざす活動を推進することを目的とするものです。

2011（平成23）年1月に第1回和歌山弁護士会人権賞を、ホームレスの生活を支

援する活動をしているNPO法人和歌山ホームレス支援機構（太田勝理事長）に授与しました。

今後も、この基金が有効に活用され、和歌山における人権擁護活動がより一層推進されるように取り組みます。

2 刑事弁護

(1) はじめに

和歌山県は、海岸線が南北に長く続き、その中に海南、有田、湯浅、御坊、田辺、白浜、串本、新宮などの警察署が点在していること、また、和歌山地裁本庁管轄地域の中でも和歌山市から紀ノ川に沿って東に岩出、かつらぎ、橋本の各警察署があります。このうち、かつらぎ、橋本の両警察署は、和歌山市からみて遠方に位置しておりますが、他方で法律事務所の多くが和歌山市に集中しているという弁護士の偏在という問題を抱えています。

和歌山弁護士会は、このような条件を克服しながら、被疑者・被告人の権利擁護を実現するために、次のような目標の実現に取り組みます。

(2) 裁判員裁判バックアップ体制の拡充

裁判員裁判制度は、施行後3年を経て、和歌山地方裁判所においても2012（平成24）年3月末日までの間に、192名の裁判員及び65名の補充裁判員が選任され、32件（被告人は33名）の判決が言い渡されています。

和歌山弁護士会では、裁判員裁判バックアップ名簿を作成し、裁判員裁判の優れた弁護活動の実践を支えてきましたが、今後とも一層体制を強化拡充していきます。

(3) 私選紹介弁護士制度、当番弁護士制度の拡充

ア 24時間以内の派遣

現在は48時間以内に接見に行くことが定められていますが、実情は24時間以内に接見しているものと思われます。今後は、規則の上でも24時間以内の接見を規定し、一層速やかな接見が実現するようにします。

イ 委員会派遣制度の拡充

現在、裁判員裁判対象事件については刑事問題対策委員会内に月別当番制度を設け、

逮捕報道等に基づいて、委員会派遣によって弁護人の選任を請求するよう促す制度を全県で実施しています。被疑者国選第3段階の先駆けとなる取組みであり、稼働率を上げていく予定です。

その他、否認事件などについても、委員会派遣制度を活用して早期に弁護士が活動を開始できるようにしていきたいと考えています。

(4) 関係機関との連携の強化

有効な刑事弁護活動を行うためには、精神障害者について精神科医師との連携、外国人等について通訳人との連携などが必要ですが、これまではどうしても弁護士個人で協力者を確保せざるを得ない実情がありました。

そこで、弁護士会として、日常的に関連機関との連絡を持ち、連携して有効な弁護活動ができる体制を構築していきたいと考えています。

(5) 紀南地域の体制の拡充

従前、被疑者国選、被告人国選を問わず、田辺支部及び新宮支部では、事実上裁判所書記官による調整が行われてきましたが、弁護制度のあり方としては本来あるべき姿ではありませんでした。

そこで、2012（平成24）年中に、上記の方法を改め、紀南地区の会員自身によって分担と配点が速やかに行える体制を構築し、運用を開始します。

加えて、以下のとおり、紀南地域での充実した体制を構築していきたいと考えています。

ア 委員会派遣制度など地域の弁護士による出動態勢の実現

本庁では委員会派遣制度を実施しており、田辺地域や新宮地域の事件についても支部会員の協力を得て委員会派遣制度を運営しています。

しかし、今後はよりきめ細かく適切に制度を運営できるよう、紀南地区の会員自身の運営による委員会派遣制度の実現を目指します。

イ 被疑者国選第3段階及び第4段階への対応

現在、必要的弁護事件について勾留段階から国選弁護人を選任する被疑者国選第2段階にありますが、日本弁護士連合会は、全勾留事件を対象とする被疑者国選第3段階の実現を目標に活動を開始しています。

そして、この被疑者国選第3段階が実現した後は、逮捕段階から、すなわち、すべての身体拘束を受けた被疑者を対象とする被疑者国選第4段階の実現を目指す方向にあります。

被疑者国選第3段階では、統計上現行の第2段階に比べて約1.43倍の件数があると予測されており、第4段階では件数自体がさらに増えるだけでなく逮捕後ただちに弁護活動の開始が求められるためにより迅速な対応体制が求められます。

紀南地域の会員数はまだ少なく、しかも地域は広大であるため、十分な体制を作ることには相当の困難が予想されますが、これらの弁護活動を出来る限り紀南地域の会員によって担っていくことを計画しています。

ウ 田辺支部での裁判員裁判の実現

現在、和歌山県下での裁判員裁判は本庁のみでの実施となっており、田辺支部では裁判員裁判は実施していません。

しかし、これにより、被告人は長期にわたって和歌山市内にある丸の内拘置支所に勾留されてしまい、家族との面会もままならないこと、証人との打ち合わせや現場の調査にも困難を伴うこと、被疑者段階の弁護士と公判段階の弁護士が引き継ぐいわゆるリレー方式による対応が必要となり、弁護活動の一貫性を欠くことになることなど問題点が多く、また、裁判員の負担も無視できません。

そこで、なるべく早期に田辺支部でも裁判員裁判が実施できるよう裁判所に働きかけていきます。

(6) 御坊支部での刑事裁判の原則化

検察庁の項目のところでも述べましたが、現在、和歌山地方検察庁御坊支部及び御坊区検察庁には常駐の検察官が不在であり、そのため、御坊警察署管内の事件であっても大部分が地裁御坊支部等に対してではなく、和歌山地裁本庁等に起訴している実情があります。

しかし、このために御坊支部管内の市民は遠方の和歌山市で裁判を受けざるを得なくなり、その結果、家族の面会、裁判の打ち合わせなどで大きな支障が出ています。

そこで、今後は、御坊支部管内の事件は御坊支部等に起訴するよう検察庁に対して働きかけていきます。

(7) すべての留置施設での複数の接見室、検察庁の接見室の実現

現在、和歌山県内の14警察署と留置管理センターのうち、複数の接見室があるのは、和歌山西警察署、和歌山東警察署及び県警本部留置管理センターの3か所のみです。しかし、被疑者国選第2段階以降、接見室が混雑し、一般接見も含めて順番待ちとなることが珍しくなくなり、弁護活動の障害となっています。

また、現在、検察庁に接見室がなく、検察官との取調べに対応するための打ち合わせ等の弁護活動に支障を来しています。

そこで、速やかにすべての留置施設で複数の接見室を実現するとともに検察庁にも接見室を設置するよう働きかけをしていきます。

3 高齢者・障害者の権利

(1) アクセス改善のための事業の実施

ア 常設電話相談の実施

高齢者や障害者には、相談拠点に赴くための交通手段に問題を抱えている方が多くおられます。特に、和歌山県は県域が広く、こういった方々の電話相談の需要は極めて高いものと思われれます。

これまで、単発で電話相談を実施するなどしてきましたが、広報不足の問題からか、ニーズには十分応えられていなかったことを受け、常設の電話相談事業を実施することとしました。今後、十分な広報活動を行い、高齢者や障害者の相談需要に対応していきたいと考えています。

イ 出張相談の充実

現在、和歌山弁護士会においては、有料の出張相談を実施していますが、広報不足や相談料の問題などから、これまで相談件数は低調でした。そこで前記のとおり、電話相談を常設し、十分な広報活動をするることにより、出張相談件数が増えることが予想されますので、法テラスと連携を図るなどして、件数の増加に対応できる体制を構築していきます。

また、出張相談と合わせて、各地の地域包括支援センターや、振興局等の拠点で高齢者・障害者の専門相談を行うことも検討していきます。なお、その際には、和歌山県の県域の広大さに鑑み、テレビ電話等のIT技術を駆使して、タイムリーな相談需

要に応じられるよう検討を重ねていきます。

ウ 広報活動

成年後見制度が運用され始めて10年が経過しましたが、他県との比較において、和歌山県での普及は未だ十分とは言えません。

2010（平成22）年の国勢調査による高齢者人口（65歳以上の人口）と、司法統計による2010（平成22）年の成年後見、保佐、補助開始・取消申立て件数（新受件数）を比較すると、全国の高齢者人口2924万5685人に対し、後見等の新受件数は3万6381件であり、その割合は約0.1244%ですが、和歌山県では、高齢者人口27万0846人に対し、後見等の新受件数は302件であり、その割合は約0.1115%であり、全都道府県中29位となっています。ちなみに、他の近畿各府県については、京都府は5位、滋賀県は9位、奈良県は10位、兵庫県は12位、大阪府は13位であり、和歌山県は近畿地方においても最下位という状況です。

このような状況に鑑み、社会福祉士会等とも連携の上、より一層、成年後見制度が活用されるよう広報活動を充実させたいと考えています。

現在、和歌山弁護士会のホームページ上で高齢者・障害者支援センターの広報を行っておりますが、他の媒体をも通じた広報を行い、更なる広報活動に努めて参ります。

また、社会福祉士会とは共同で講演会等を活発に実施することによって成年後見制度のメリットを理解してもらえよう努力を重ねていきます。

エ 他の福祉専門職との連携

高齢者・障害者の権利を擁護する上では、法律的知識のみでは十分な対応はできません。高齢者・障害者の特性を把握した上で、その人が利用できる福祉的サービスを検討するなどの福祉的知見が必要不可欠です。

そこで、和歌山弁護士会は、2011（平成23）年度より、ソーシャルワークの専門家である社会福祉士会との連携を強め、共同での事例検討会を開催し、その連携を密にする努力を図っています。

オ 市町村・県の福祉担当部署との連携

後述する高齢者・障害者虐待に対応することはもとより、高齢者・障害者の権利を擁護する上では、関係自治体との密接な連携が必要不可欠です。例えば、虐待として対応しなければならないというわけでもなくとも、法的需要（消費者被害、相続問題等）

を有する高齢者や障害者が存在しうるところ、市町村などは、これらの窓口としての機能を果たすことが期待されており、弁護士との適切な連携を図ることによって、これらのニーズに応えることができる可能性があります。

ところが、現状では、そのような十分な連携が取れている自治体は県内でもごくわずかであり、高齢者や障害者にとって、弁護士にアクセスするまで相当な時間や手間を要する状態となっています。

また、福祉上の必要がある場合には、老人福祉法等によって、市町村長が後見開始等の審判を申し立てる権限を有することとなりましたが、これを十分に活用出来ているのは一部の自治体のみであって、県内の多くの自治体が、これまでの申立て件数が0あるいはそれに近いという状況です。

弁護士との適切・迅速な連携が図られることによって、市町村長による後見開始等の審判の申立てが適切かつ迅速に行われるようになり、ひいては高齢者や障害者の権利擁護につながるものと考えられますので、和歌山弁護士会としては、各自治体に対して、弁護士を活用することのメリットを説明し、予算確保を要請し、弁護士との密な連携を図るよう継続的に求める予定です。

(2) 高齢者・障害者虐待対応のネットワーク構築

高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法（施行は2012年10月1日）は、いずれも、市町村（場合によっては都道府県）をもって、虐待防止の主体的責任があるものとしていますが、いずれも、「関係機関、民間団体との連携」の必要性が明文化されています（高齢者虐待防止法16条、障害者虐待防止法39条）。

厚生労働省老健局が2006（平成18）年4月に発出した「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」の18頁には、「関係専門機関介入支援ネットワーク」の必要性が説かれ、構成メンバー例として、弁護士が挙げられています。

緊急性の高い虐待案件では、迅速かつ的確に老人福祉法10条の4各号や同法11条1項2号の「やむを得ない事由」に該当するか否かの判断をすることが求められ、平素より法律解釈、事実認定を業務とする弁護士の専門性が必要とされる場面です。

そこで、社会福祉士会とも連携の上、高齢者・障害者虐待専門職チームを構成し、市町村に派遣する等してネットワークを構築したいと考えております。その際、地域包括支援センター等への出張や、IT等の技術を活用する方向を目指すことは標準事業案の実施について述べたのと同様です。

(3) 差別禁止条例の制定に向けての取組み

2006（平成18）年10月に制定された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を初め、2009（平成21）年3月に北海道、2011（平成23）年3月にさいたま市、同年7月に熊本県で、それぞれ、同様の条例が制定されました。

これらの条例によってどのような効果があったかは検証しなければなりません。和歌山県においても制定が検討されるべきです。和歌山弁護士会としても、当県の実情にあった条例が制定されるように、調査や運動を進めていきます。

4 女性の権利

(1) 主に女性を対象とした法律相談の状況

ア 和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」における女性会員による法律相談

相談内容と相談件数は別表7のとおりです。

イ 女性相談所

女性相談所における相談件数は、別表8のとおりです。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令申立新受件数（和歌山地方裁判所管内）

別表9のとおりです。

(3) 和歌山における人事訴訟の状況

新受事件数は別表10、人事訴訟既済事件における弁護士関与の状況は別表11のとおりです。

(4) 現状の分析と今後の課題

ア 女性弁護士の増加

2001（平成13）年までの約20年間、女性弁護士の増加がありませんでした。それに比較し、近年女性弁護士の増加は著しく、この傾向は今後も続くものと思われます。

女性の抱える問題のうち法的な救済が必要な事件について、弁護士がその受け皿になり得ているとは言えない状況です。これは一般に結婚、出産を機に退職し、家庭に入ることの多い女性は、司法へのアクセス手段に乏しく、自らの権利を自らが守る方法を見出す機会が少ないことが一因と考えます。和歌山県における女性弁護士の増加は、女性にとって弁護士がより身近なものとなり、女性の司法へのアクセス障害を少しでも軽減する効果をもたらすものと期待されます。

イ 女性弁護士の偏在問題の解消

女性弁護士は2名を除き、和歌山地家裁本庁管内にある事務所で執務しています。つまり、紀中紀南地域にはほとんど女性弁護士がいない状況です。この偏在によって生じる不都合を解消する方策を、弁護士会としてとる必要があります。例えば女性弁護士による無料法律相談を県下で定期的の実施したり、女性弁護士のいない地域の自治体の相談担当者に対して、離婚にまつわる問題、セクハラ、パワハラ、DVに関する正しい知識やとりうる法的手段、さらには利用しうる制度としての法テラスの業務内容に関するレクチャーを計画的に行う等です。

ウ 女性の権利擁護のための委員会の設置

女性の権利を擁護することが、男性の権利、子どもの権利、高齢者の権利の擁護にもつながると言われております。男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることなのです。

また、男女が個性と能力を発揮することのできる環境を整えることは、多様性に富んだ活力ある社会を築くことに役立ちます。少子高齢化が著しい勢いで進展している現在の状況を考えれば、将来にわたる社会の安定のために男女共同参画社会の実現が喫緊の問題であることは、誰の目にも明らかです。しかしながら、2012（平成24）年1月に公表された内閣府男女共同参加局の調査によれば、和歌山県は市町村における男女共同参画条例策定率は0%と全国で最下位という状況です。

女性に対するあらゆる暴力を根絶することは勿論、女性の活躍の場を広げる運動とともに、男性や子どもの視点でも男女共同参画社会をとらえ、社会の隅々にまでより一層理解を浸透させる活動が求められています。

そこで、和歌山弁護士会はこのような観点から活動する委員会を設置し、女性の権利擁護、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを行っていきたいと考えております。

和歌山県は高齢化率が全国的に見ても高く、かつ高校や大学を卒業後、県外に流出

する女性が男性に比して低い和歌山県において、女性の活躍を推進して活力のある地域づくりを目指すことは、非常に意義深いことです。女性弁護士の増加は、その委員会の男女構成比を対等にすることの出来る環境が整ったことを意味するのです。

5 消費者の権利

(1) 消費者被害の多様化・複雑化

消費者被害は、この10年で大きく様変わりしました。布団や健康食品の訪問販売といった典型的・古典的な消費者被害が以前から存在する一方で、振り込め詐欺や未公開株等の投資被害、インターネットを通じたワンクリック詐欺、果てはフランチャイズ契約をめぐるトラブルまで、消費者被害は、人が生活する上で関わっていく分野すべてに亘って発生しており、その拡大・進化（深化）のスピードはとどまるどころを知りません。もちろん、この背景には、インターネットや携帯電話といった通信機器の爆発的な普及やオレオレ詐欺に代表されるように人間関係の希薄化といった社会問題が横たわっています。

(2) 和歌山の消費者被害の状況

2000（平成12）年には消費者契約法が成立し、消費者契約を明確に目標にした初めての具体的な民事ルールが定められました。また、特定商取引法（旧訪問販売法）が改正され、訪問販売に関する規制が強化されました。さらに、2006（平成18）年には消費者契約法が改正され、実効性確保のために、適格消費者団体が事業者の不当行為の差止請求等を行うことができるようになりました。現在では、全国で10の適格消費者団体が活動しています。

しかし、和歌山県の消費者被害は、和歌山県消費生活センターに寄せられただけで、2006（平成18）年度に7585件、2010（平成22）年度には、若干減少したとはいえ、5134件もの件数となっております。当然のことながら、この数字は、消費者が自ら消費生活センターに実際に電話ないし訪問により相談「した」件数であり、本当の消費者被害はこの数倍はあろうと思われます。全国的な相談件数も概ね同じような推移をたどっています。

(3) これまでの取り組み

第1次計画策定以降、和歌山弁護士会において取り組んできた消費者被害の救済活動の

主なものは次のとおりです。

- 全国で多額の被害を生み出してきた八葉物流事件（連鎖販売取引による被害）対策として、被害者説明会等の実施及び有志弁護団の結成（2001年度から2002年度）
- ヤミ金融業者による被害対策と法改正を求め、電話による110番を実施（2003年度）
- ハガキによる架空請求の急増を受けて、電話による110番を実施（2004年度）
- ヤミ金融被害と振込め詐欺対策として、電話による110番を実施（2005年度）
- 出資法と貸金業法の規制の違いによる、いわゆるグレーゾーンの撤廃に向けた貸金業法改正運動にも積極的に取り組み、地元選出の国会議員への陳情や請願、意見書の提出などの活動（2005年度から2006年度）
- 電話機やFAX機のファイナンスリースに関する被害対策として、電話による110番を実施、消費者保護委員会の委員を中心にした有志弁護団の結成（2006年度）
- 着物の展示会商法による過剰販売が問題となった愛染蔵事件について、被害者説明会の実施及び有志弁護団の結成（2006年度から2007年度）
- 多重債務者夜間無料法律相談センターの発足（2007年度）
- 投資被害110番の実施（2011年度）

（4）今後の取組み

消費者相談の約8割が和歌山県消費生活センターに集中している和歌山県の現状を踏まえ、住民により身近な市町村において、消費生活相談員による消費者相談窓口を設置する準備が進められています。また、2011（平成23）年には、民間による消費者ネットワークも立ち上げられました。さらに、小中学校において消費者教育が実施されるようになってきています。

消費者被害の予防及び救済のために、市民及び地域社会とより緊密な関係を結んでいくことが、一見遠回りのようでも、最も効果的な消費者運動であろうと考え、和歌山弁護士会としては、これまで以上にこれらの取組みを積極的にサポートしていきます。

6 子どもの権利

(1) 少年保護事件全件に付添人が付く体制の確立

ア これまでの取り組み

和歌山弁護士会では、従来から、少年保護事件の付添人を受任する弁護士の名簿を作成し、和歌山家庭裁判所から付添人を付するよう依頼があった少年保護事件について、付添人を推薦してきました。

また、被疑者国選弁護人が選任される事件と国選付添人が選任される事件の範囲が異なるため、被疑者段階で国選弁護人が付いていた少年に対し、家庭裁判所送致後は国選による付添人が付かない場合が往々にしてあります。そこで、和歌山弁護士会では、日本弁護士連合会が法テラスに委託している少年保護事件付添援助事業を利用して、被疑者段階で弁護人として付いた弁護士が、家庭裁判所送致後もできるだけ付添人として付く制度を作ってきました。

さらに、2009（平成21）年度に、少年鑑別所送致決定により身体拘束された少年に付添人が付いていない場合に、無料で弁護士を派遣する当番付添人制度を発足させ、2010（平成22）年4月より運用を開始しました。そして、当番付添人で派遣された弁護士は、上記少年保護事件付添援助事業を利用して、できるだけ付添人として付くようにしています。

イ 現状の問題及び今後の取り組み

現状では、少年鑑別所送致決定により身体拘束されたすべての少年について付添人が付くまでには至っていません。

日本弁護士連合会では、現行の国選付添人制度を拡充し、少年鑑別所送致決定により身体拘束されたすべての少年について、家庭裁判所が必要と認めた場合又は少年若しくは保護者から請求があった場合には、家庭裁判所が弁護士である付添人を付する制度とすべきであるという提言を行っていますが、本稿執筆時点ではまだ実現には至っていません。

和歌山弁護士会としては、国選付添人制度の拡充に向けた運動をするとともに、それまでの間、少年鑑別所送致決定により身体拘束されたすべての少年について日本弁護士連合会が法テラスに委託している少年保護事件付添援助事業を利用した付添人が付くよう関係機関との連携や制度の改革を求めています。

(2) 充実した付添人活動

和歌山弁護士会では、従来から、充実した付添人活動を行うことができるよう研修を行ってきました。

今後も、さらなる充実した付添人活動を行うために、付添人経験交流会を行うなどの研修を充実させていきます。

また、和歌山家庭少年友の会との連携を深め、同会の会員と一緒に付添人となり、それぞれの得意分野を活かした付添人活動を行うなどの付添人活動の充実にも努めます。

(3) 少年を被告人とする裁判員裁判

少年を被告人とする裁判員裁判が行われた場合、社会記録の取扱い方法など、成人を被告人とする裁判員裁判とは違った配慮が要求されます。

そこで、和歌山弁護士会では、少年を被告人とする裁判員裁判に備えて、付添人選任体制を整えるとともに、研修を行います。また、少年を被告人とする裁判員裁判をどのように行うかについて、法曹三者で協議を行っていきます。

(4) 児童虐待に関する取組み

和歌山県の児童相談所で受けた児童虐待相談件数は、2006（平成18）年度には341件であったものが、2011（平成23）年度には709件となるなど、その件数の増加傾向は明らかです。

和歌山弁護士会では、児童虐待問題への取組みとして、これまで3つのシンポジウムを開催してきました（1998年2月14日に「児童虐待」、2003年3月1日に「DVを子どもの立場で考えよう」、2005年2月3日に「子どもの虐待防止シンポジウム」）。

今後も、児童虐待防止と早期発見、救済に向けて関係機関と密な連携を取っていきます。

(5) 児童養護施設との連携

児童養護施設とは、保護者のない児童・虐待されている児童・その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談やその他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。和歌山県内には、8つの児童養護施設が存在します。

近年は、特に、保護者による虐待を原因として入所してくる児童や発達障害を有する児童が増加傾向にあります。これらの児童の中には、他の児童や施設職員との間でコミュニ

ケーションが円滑に取れず、周囲になじめない児童も存在します。このような児童を、現在の主流である大舎制施設において集団で養護することには限界がきています。そのため、児童養護施設の形態を、より小さな単位で養護することのできる小舎制や小規模グループケアなどに変更することで、一人ひとりの個性にあった養護を可能にし、将来にわたって自立できる力を養っていく必要があります。

そこで、施設と連携を図り、和歌山県や和歌山市に対して、児童の自立のために施設を小規模化するよう働きかけを行っていきます。

また、児童養護施設においては、時に、施設職員から入所児童に対する虐待があったという事例が報告されています。これは、施設が閉ざされていること、職員の離職率が高く職員がなかなか育っていかないこと、入所児童の障害が原因でコミュニケーションがうまく取れていないことなどが主たる原因です。

和歌山弁護士会としては、子どもの権利委員会の委員を中心に、職員研修に参加するなどして、施設環境の改善を促したり、施設内虐待の早期発見に努めます。

(6) 自立援助ホームとの連携

自立援助ホームとは、義務教育終了後、援助の必要な20歳未満までの子どもに対して、共同生活を営みながら、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行う事によって、児童が社会的に自立するよう援助する施設です。たとえば、児童養護施設や児童自立支援施設を退所し、家庭に復帰できない場合などがこれに該当します。

一般家庭のように少人数で生活をし、働きながら社会と接し、普段の日常生活において自立に必要な能力を持てるようにするため、自立援助ホームが存在します。

自立に関する援助が必要な児童は、潜在的には相当数いると思われます。特に、近年、児童相談所への虐待通告の数が増加傾向にあることを考えれば、今後、自立に関する援助が必要なケースはますます増えていくものと思われます。しかしながら、現在のところ、和歌山県内においては、自立援助ホームが1施設（和歌山市の「わだちの家」）しかなく、しかも、定員が6名ということで、利用したいときに利用できるとは限りません。

また、少年事件において、保護者に頼ることができない場面が多々存在します。特に、非行事実がさほど重大ではなく、少年に強い更生の意欲があるにもかかわらず、家庭環境が悪く少年を家庭に復帰させると少年の更生が期待できないような場合や、復帰する家庭がそもそも存在しない場合において、少年院送致の処分が言い渡されることがあります。このように、少年自身の力ではどうしようもない事実によって、少年を少年院送致とする

ことは、少年の更生の芽をつみかねず、せっかくの自立の機会を逃してしまうことになりかねません。このような場合に、補導委託先として自立援助ホームを利用することができれば、家庭に頼ることなく、少年を自立させることが可能となります。すなわち、自立援助ホームにおいて規則正しい生活をし、仕事を探し、就職して社会との接点を得ることで、少年は自立することができるのです。

現在までに、自立援助ホームが補導委託先として利用された例は数えるほどしかありません。今後は自立援助ホームとの連携を強化し、補導委託先として利用できるよう取組みを行っていきます。

(7) 子ども相談窓口の設置

現在、子どもの権利委員会では、子ども電話相談窓口の設置を目指しています。これは、子ども本人や保護者から、子どもに関する様々な相談を無料でお聞きするというものであり、これによって、いじめや虐待などを予防したり、早期発見することが期待できます。

7 犯罪被害者等支援

(1) 犯罪被害者支援委員会の設置

1998（平成10）年7月25日に和歌山市園部地区の夏祭会場において、毒物カレー事件が発生し、カレーを食べた人のうち、4名が死亡し、63名がヒ素中毒に罹患しました。

当時、和歌山では、民間の紀の国被害者支援センターが、1997（平成9）年に設立されていたものの、同センターでは、犯罪被害者等の相談、付添いは出来たとしても、法的対応が困難な状況にありました。他方、和歌山弁護士会には、犯罪被害者等支援のための委員会は存在しませんでした。

この時は、和歌山弁護士会の会員8名が任意に犯罪被害者支援弁護団を結成して支援することになりました。

その後、2000（平成12）年4月に和歌山弁護士会内に犯罪被害者対策委員会（但し、2003年4月に犯罪被害者支援委員会に改称）を設置し、犯罪被害者の経済的・精神的・心理的被害の回復のための支援、二次被害発生の防止、刑事司法手続における被害者の権利の研究等の活動を行っています。

(2) 犯罪被害者等法律援助

2001（平成13）年度から民事扶助の対象にならなかった犯罪被害者等法律援助（法律相談、刑事告訴、法廷傍聴の同行、証人尋問・意見陳述の付添い、刑事手続における和解の交渉（示談を含む）、報道機関との交渉、その他犯罪被害支援のために必要な事項）も援助できることになり、弁護士が前記援助行為を行うようになりました。

なお、この援助事業は、2007（平成19）年10月から法テラスに委託されることになり、法テラスを通じて援助行為を行うようになりました。

ところで、援助行為を行うに当たって、犯罪被害者等に弁護士による二次的被害を与えることがないように、弁護士会において、犯罪被害者等に精通した弁護士名簿を作成し、法テラスに登録することになっています。和歌山弁護士会では、2012（平成24）年3月19日現在で36名の会員が精通弁護士として登録しています。

(3) 犯罪被害者等基本法の制定・施行

犯罪被害者等基本法が、2004（平成16）年に制定され、2005（平成17）年4月1日から施行されました。

犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等のための基本理念を明らかにし、国、地方公共団体、国民の責務を規定するとともに、関係機関の連携の下に、犯罪被害者等の施策を総合的に計画的に推進するために制定されたものです。

同法制定後、犯罪被害者のための様々な制度が設けられるようになりました。

特に、2009（平成21）年5月から犯罪被害者等の刑事裁判への参加（刑事訴訟法316条の33以下）が認められるようになりました。

一定の資力要件を満たすことが前提とされていますが、同参加を援助するため、弁護士会において国選被害者参加弁護士の名簿を作成して、法テラスに登録することになっています。和歌山弁護士会では、2012（平成24）年3月19日現在で36名の会員が国選被害者参加弁護士として登録しています。

また、少年事件について、犯罪被害者等は、審判の傍聴をすることができるようになりました（少年法22条の4）。傍聴には、精通弁護士等に依頼して付添いをしてもらうこともできます。

(4) 犯罪被害者無料相談の実施

和歌山弁護士会では、2010（平成22）年度から犯罪被害者無料相談を実施してい

ます。相談件数は概ね1か月1件程度で推移しています。

(5) 関係機関との連携

犯罪被害者等の支援については、弁護士会をはじめ公益社団法人紀の国被害者支援センター（電話：073-427-1000）、臨床心理士、警察、県、市等との連携が必要であり、「被害者支援連絡協議会」が設立されています。

和歌山弁護士会では、個別の被害者の具体的な相談について、前記無料法律相談を実施するとともに、公益社団法人紀の国被害者支援センター、警察署においても実施しています。

(6) 今後の課題

犯罪の被害者と加害者が直接対面し、話し合うこと等を通じて相互を理解し、被害者の被害回復及び両者間の関係調整を実現できる方法として、兵庫県弁護士会は、対話センターを設置し、被害者と加害者の対話の実現や加害者の謝罪文を預かり、被害者が希望した場合に交付する事業を実施しています。

和歌山弁護士会としても、今後の課題として、このような対話センターのように、被害者と加害者との接点に尽力できる方法がないか検討していきます。

また、性暴力被害について、被害直後から総合的支援（産婦人科医療、カウンセリング等の心理的支援、証拠採取等の捜査関連支援、法的支援等）を一つの機関で実施できる組織（「ワンストップ支援センター」といいます）が、全国4箇所で立ち上げられています。このようなワンストップ支援センターは、性暴力被害によって重大な精神的・身体的被害を被った被害者の被害直後の精神的・身体的負担を軽減するもので、被害者の被害回復に非常に有用なものです。

とりわけ、佐賀県においては、行政機関が主導して県立病院内にワンストップ支援センターを開設しており、和歌山県においても同様の支援センターの開設を模索していきます。

8 民事介入暴力・非弁護士活動対策

(1) はじめに

暴力団などの反社会的勢力からの不当な要求や民事紛争への介入（民事介入暴力）をなくし、県民が安心して日々暮らしていけるようにするためには、これらの反社会的勢力を

社会から排除していく必要があります。また、資格や権限がないにもかかわらず、あたかもこれらがあるかのように振る舞い、実際にそれらの者によって法律事務が行われている状態（非弁護士活動）を放置することは、県民の人権や権利をかえって侵害する結果となり、ひいては司法制度に対する信頼を失墜させかねません。

そこで、和歌山弁護士会では、民事介入暴力及び非弁護士活動対策委員会（以下「民暴非弁委員会」といいます。）を中心に、以下のとおり民事介入暴力や非弁護士活動に対する対策を行っています。

（２）民事介入暴力への対策

2011（平成23）年7月1日に和歌山県暴力団排除条例が施行されたのに合わせて、和歌山県警、公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター（暴追センター）との共催で同条例普及のために、暴力団排除条例施行記念イベントを実施し、その一環として暴力団排除についてのパネルディスカッションを行うなど、暴力団排除の推進活動に取り組んでいます。

暴力団組員による恐喝被害者の被害回復のための訴訟や暴力団組事務所の明渡し手続に民暴非弁委員会の委員を中心に協力するなど、暴力団等から受けた被害の回復に対する支援活動も行っております。前者については組長から相当額の回収ができ、後者については暴力団側から任意の明渡しを受けることができました。

また、和歌山県警及び暴追センターと毎年1回協議会を開催し、県内の暴力団情勢についての情報を共有するとともに、民事介入暴力への対策について情報や意見の交換を行っております。また、暴追センターの不当要求防止責任者講習や、暴力団及び不当要求排除のための各種業界団体の講習会や民暴相談に講師を派遣するなど、暴力団排除に向けて警察及び暴追センターとの連携を図っています。今後も以上の取組みをさらに積極的に行い、暴力団が和歌山からなくなる日が一日も早く訪れるよう努力を重ねていきます。

（３）非弁護士活動対策

これまで、全くの無資格者が離婚相談などを請け負うとの広告をしていた件について刑事告発をしたり、隣接他士業との関係について、法令により認められた代理権を逸脱していると疑われる内容のインターネット広告などについては照会文書を送付するなどの対応をしてきました。

今後も、法令により認められた代理業務を超える疑いのある行為や、無資格者による法

律行為の代理業務が行われていないか日常的に情報を収集し、問題と考えられる事例については警告文を送付したり、必要に応じて刑事告発を行うなどの適切な措置を講じていきます。また、非弁護士による法律代理業務等により被害を被った方の支援活動を行っています。

9 法教育

(1) 法教育の重要性・必要性

法務省に設置された法教育研究会がとりまとめた報告書によれば、法教育とは、「個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、また、法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養う」こととされています。

自由主義・民主主義を成熟させるうえで、一般市民、とりわけ将来を担う子どもたちが法的素養を養い、複雑多様化する現代社会の中で生起する様々な事柄について自律的に判断する力を育むことが必要となってきます。

また、裁判員裁判が始まり、また検察審査会法の改正により起訴議決制度が導入され、起訴議決がなされた場合には強制的に起訴されるようになる等、一連の司法改革によって市民の司法参加の機会が増大した現状にあって、法教育の重要性・必要性は一段と増しているといえます。

(2) 法教育委員会の設置

和歌山弁護士会では、このような法教育の重要性・必要性に鑑み、2006（平成18）年4月に法教育委員会を新設しました。

(3) これまでの取組み

これまで以下のような取組みを行ってきています。

ア 裁判員制度についての無料講師派遣

和歌山弁護士会では裁判員裁判対策本部を設置し、法教育委員会と連携して、市民向けの裁判員裁判無料講師派遣を実施しています。

イ 法教育委員会オリジナルの法教育教材を用いた学校への出張授業の実施

法教育委員会において、2008（平成20）年に「法とは何か?」「法的に物事を解決するとはどういうことか?」「良いルール（法）と悪いルール（法）の見分け方は?」といった法の基本的なテーマや司法制度や弁護士の役割について、小学校高学年から高校生を対象に、イラストを多用したパワーポイント教材を作成し、県下の学校への出張授業を行っております。これまでの実践結果を踏まえ、出張授業への需要を喚起するため、講師派遣費用を無料とするとともに、和歌山弁護士会のホームページに案内を掲載しています。

(<http://www.wakaben.or.jp/leave/lecturer.html>)。

ウ 高校生を対象としたジュニア・ロースクールの実施

法教育委員会が中心となり、和歌山弁護士会主催、和歌山地方裁判所及び和歌山地方検察庁が共催という形で2010（平成22）年から毎年、高校生を対象にジュニア・ロースクールを実施しています。具体的には、模擬裁判を行い、高校生には裁判員役として裁判手続に参加してもらい、評議と判決の言渡しを体験してもらっています。

（4）今後の課題と取り組み

和歌山弁護士会の法教育に対する取り組みは前記のとおりですが、実績に乏しく、まだまだこれからという状況です。

新学習指導要領（小学校は2011年4月から、中学校は2012年4月から実施）では、小学校においては「法や決まりの意義を理解すること」や「相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること」、中学校においては「契約の重要性」や「裁判員制度」などを学ぶとされており、学校教育における法教育の重要性は今後増すばかりです。

これまでも、和歌山弁護士会では、法教育委員会を中心に、和歌山県教育委員会や和歌山市教育委員会を訪問し、また教員夏季研修において法教育教材の実演を行うなどPRを行って参りましたが、今後更に県内の教育機関や教育現場と連携を図り、校長会への参加や現職教員との懇談等の機会を設け、法教育の重要性を広めるとともに教育現場の実情やニーズを吸収し、新たな法教育の教材の開発に取り組むなどして、法教育の実践の機会を増やしていきます。

これまで開催したジュニア・ロースクールについては概ね好評の評価を頂いており、模擬裁判のシナリオの改訂や新シナリオの作成、新たなプログラムの検討、開発を進めなが

ら、毎年継続的に開催していきます。

10 生活環境保護・公害対策

(1) これまでの取組み

和歌山弁護士会には、環境基本法に則り、地域住民の健康及び生活環境を保全するため、公害問題について調査及び対策を講じ、必要な諸活動を行うことを目的とした公害対策・環境保全委員会があります。和歌山弁護士会では、この公害対策・環境保全委員会を中心に、公益的な立場で種々の環境問題に対し、以下のとおり、提言や広報活動を行ってきました。

- ① 「循環型社会をめざして」のテーマでシンポジウムを開催（2002年3月）
- ② 御坊市において「使用済み核燃料中間貯蔵施設の安全性を考える」のテーマでシンポジウムを開催（2004年11月）
- ③ 「アスベスト問題110番」を実施（2006年2月）
- ④ 「スギ花粉症被害の実態とその対策を考える」のテーマでシンポジウムを開催（2008年2月）
- ⑤ 気候ネットワーク代表の弁護士浅岡美恵氏を招いて市民集会「地球環境の危機と環境権について考える」を開催（2008年10月）
- ⑥ 和歌山市で開催された日本弁護士連合会第52回人権擁護大会のシンポジウム第2分科会「ストップ地球温暖化～HOTな心でCOOLな選択～」の準備支援（2009年11月）
- ⑦ 和歌山市で開催された近畿弁護士会連合会第26回人権擁護大会のシンポジウム第2分科会「市民のための公害環境紛争解決制度ー使いやすく、科学的な紛争解決をめざしてー」の準備支援（2010年11月）
- ⑧ 「再生可能エネルギーへの転換と推進」のテーマで市民集会を開催（2011年1月）

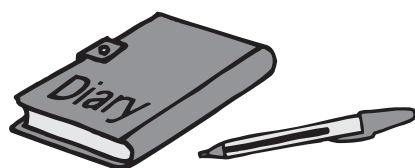
今後も、個々の弁護士による個別事件の対応のみならず、弁護士会として上記のような提言や広報活動を更に継続して幅広く行っていく必要があります。そのための課題として、各弁護士の専門的知識の習得、専門家との協力体制の整備、和歌山県内の公害・環境問題についての迅速・的確な情報収集を行う必要があります。

(2) 原発事故及び今後のエネルギー問題への取り組み

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、広範囲の地域の人々に様々な被害を生じさせている極めて重大な人権侵害です。

原発が安全なものとは言えないこと、及び人体や自然環境に取り返しのつかない悪影響を与えることが明白になった今、原発をできるだけ速やかに廃止するとともに、今後のエネルギー政策は、温暖化防止という潮流から外れることなく、再生可能エネルギーを中心に据えたものへと転換を図ることが求められています。この点、和歌山弁護士会では、2011（平成23）年12月に「原子力発電を中心としたエネルギー政策からの転換を求める会長声明」を出しています。

和歌山弁護士会では、震災前の段階から、上記のとおり、原発やエネルギー問題についてのシンポジウムを行ってきましたが、今後も、この問題に積極的に取り組んでいきます。



第6 和歌山の災害時における司法対応

1 災害時の対応体制確立の必要性

和歌山県は、今後30年以内に60%（南海地震）、70%（東南海地震）及び87%（東海地震）の高い確率で発生するであろうとされる各地震の影響を受ける位置にあり、和歌山県が2006（平成18）年5月に公表した「最大震度7、マグニチュード8.6の被害想定」によると「県内の死者は4700～5000人、その内1300～2100人が津波による死者」とされている状況にあります。

もっとも、以上の数値は、東日本大震災の発生によって見直される必要が生じ、和歌山県では2012（平成24）年度中に見直す方針となっています。

和歌山弁護士会としても、大規模災害が発生したときに、緊急に対応できる体制を整えておく必要があります。現在、和歌山弁護士会では、災害時の対応体制をどのように構築していくかを検討し、「災害時対策マニュアル」を作成しているところです。

2 具体的な災害対応

(1) 弁護士会としての体制づくり

2011（平成23）年9月はじめの台風12号によって、田辺市、新宮市、東牟婁郡那智勝浦町、古座川町及び日高郡日高川町において、災害救助法が適用されるほどの大きな被害が発生しました。その際、和歌山弁護士会としても、弁護士による台風被害無料なんでも相談を被災地4か所で開催するなどの被災者支援を行いました。事前の備えとして、大規模災害が発生したときに、即座に災害対策本部を立ち上げることができるよう体制を整えます。

災害対策本部において、被害状況の確認をするとともに、何が求められているかを的確に把握し対応していくようにします。

また、南海・東南海地震発生の影響を直接受ける可能性がある紀南地域に弁護士会の拠点をすぐに立ち上げることが出来る体制づくりをします。

(2) 相談・紛争対応体制の構築

災害発生時には、必要な時に必要な場所で相談を受けることができる体制を整えておく必要があります。他の弁護士会と連携して、必要な人数の相談担当者を準備・派遣できるようにします。

また、当然のことながら、災害発生時には被災現場で求められているニーズの把握が何よりも不可欠となります。とくに、災害発生時の対応においては、災害に遭遇した損壊建物等に対する各種支援法及び各種保険契約の適用並びに被災者生活支援法等の行政法規の適用など、弁護士が日頃出会うことの少ない法令の適用が問題となることが考えられます。その準備も不可欠といえます。

また、震災時には震災に特有の多くの紛争が発生することが予想されますので、2012（平成24）年度中に和歌山弁護士会が設立する予定のADR「紛争解決センター和歌山」においても、震災時に生じる多くの紛争が迅速に解決できような体制を整えていきます。

（3）行政機関、他団体との連携

災害状況の把握や現地相談の相談場所の設定、被災者への現地相談の案内などについては、行政機関との連携が不可欠です。

また、災害時の相談は、法律に関するものに限りません。弁護士会の活動だけでは不足する場面が出てくるのが十分に考えられます。

そこで、和歌山弁護士会も加入している和歌山県専門士業連絡協議会は、和歌山県との間で、2012（平成24）年3月28日に、復興支援における協定を締結しました。今後、他の専門士業の方々とも連携を取った対応が出来るような体制を考えていく必要があります。

被災者の相談を聞く場合に、どのような職種の人を派遣するかについても、その場に応じて判断しなければなりません。弁護士会として、相談担当者の割振り出来るよう体制を整えていきます。

別表 1

■管轄地域

| 地家裁 | | 家裁出張所 | 簡裁 | 管轄区域 |
|-----|-----|-------|-----|---|
| 本庁 | 支部 | | | |
| 和歌山 | | | 和歌山 | 和歌山市、海南市、岩出市、海草郡、紀の川市の内旧那賀郡打田町、旧那賀郡桃山町、旧那賀郡貴志川町 |
| | | | 湯 浅 | 有田市、有田郡 |
| | | 妙 寺 | 妙 寺 | 紀の川市の内旧那賀郡粉河町、旧那賀郡那賀町、橋本市の内旧伊都郡高野口町、伊都郡の内かつらぎ町 |
| | | | 橋 本 | 橋本市の内旧橋本市、伊都郡の内九度山町、高野町 |
| | 田 辺 | | 田 辺 | 田辺市の内旧田辺市、旧日高郡龍神村、旧西牟婁郡大塔村、旧西牟婁郡中辺路町、西牟婁郡、日高郡の内みなべ町 |
| | | | 串 本 | 東牟婁郡の内串本町、古座川町 |
| | 御 坊 | | 御 坊 | 御坊市、日高郡の内美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町 |
| | 新 宮 | | 新 宮 | 新宮市、田辺市の内旧東牟婁郡本宮町、東牟婁郡の内那智勝浦町、太地町、北山村 |

別表2

■裁判官数

[地方裁判所・家庭裁判所]

| 本庁・支部 | 裁判官数 | | 第1次計画記載の裁判官数 | |
|---------------|------|--|--------------|--|
| 所 長 | 1名 | | 1名 | |
| 地裁本庁 民 事 部 | 6名 | 判事3名、特例判事補1名、 未特例判事補2名 | 5名 | 判事2名、特例判事補2名、 未特例判事補1名 |
| 地裁本庁 刑 事 部 | 5名 | 判事2名、特例判事補2名、 未特例判事補1名 | 4名 | 判事2名、特例判事補1名、 未特例判事補1名 |
| 家裁本庁 | 1名 | 判事1名 | 2名 | 判事1名、未特例判事補1 名 |
| 田辺支部 | 3名 | 判事1名、特例判事補1名、 未特例判事補1名 | 2名 | 判事1名、特例判事補1名 |
| 御坊支部 | 0名 | 田辺支部の特例判事補が兼 務 | 0名 | 田辺支部の特例判事補が兼 務 |
| 新宮支部 | 1名 | 判事1名 | 1名 | 判事1名 |
| 合 計 | 17名 | 判事9名(所長1名を含む)、 特例判事補4名、未特例判 事補4名 | 15名 | 判事5名(所長1名を含む)、 特例判事補4名、未 特例判事補3名 |

※判事補とは任官して10年未満の裁判官のことであり、原則として1人で裁判をすることはできませんが、判事補などの経験を5年以上有する者で最高裁判所が指名した場合は特例判事補として、1人で裁判を行うことができるとされています。

[簡易裁判所]

| 庁 名 | 裁判官数 | 備考 | 第1次計画記載の裁判官数 | |
|-----|------|--|--------------|-----------|
| 和歌山 | 2名 | 民事2名(うち1名が刑事も兼 務)、妙寺簡裁判事1名が兼務し ており、和歌山簡裁の民事担当 は合計3名 | 2名 | 民事1名、刑事1名 |
| 妙 寺 | 1名 | 和歌山簡裁を兼務 | 1名 | |
| 橋 本 | 0名 | 和歌山簡裁の裁判官が兼務 | 0名 | 妙寺簡裁判事が兼務 |
| 湯 浅 | 0名 | 和歌山簡裁の裁判官1名が兼務 | 0名 | 御坊簡裁判事が兼務 |
| 御 坊 | 1名 | | 1名 | |
| 田 辺 | 0名 | 御坊簡裁判事が兼務 | 0名 | 御坊簡裁判事が兼務 |
| 串 本 | 0名 | 新宮支部の裁判官1名が兼務 | 0名 | |
| 新 宮 | 0名 | 新宮支部の裁判官1名が兼務 | 0名 | |
| 合 計 | 4名 | | 4名 | |

別表3

■開廷スケジュール

[地方裁判所]

| 本庁・支部 | 係名称 | 開廷曜日 |
|-------|----------------|----------------|
| 本庁民事部 | 合議係 | 毎週火曜日、第2・第4金曜日 |
| | イ係 | 毎週木曜日 |
| | ロ係 | 毎週火・木曜日 |
| | ハ係 | 毎週水曜日 |
| | ニ係 | 毎週月・水曜日 |
| 本庁刑事部 | 合議係 | 随時 |
| | イ係 | 毎週木曜日 |
| | ロ係 | 毎週水曜日 |
| | ハ係 | 毎週金曜日 |
| | ニ係 | 毎週火曜日 |
| 田辺支部 | 民事合議係 刑事合議係 | 金曜日 |
| | 民事A係 | 毎週水曜日 |
| | 民事B係 | 毎週火曜日 |
| | 刑事係 | 毎週木曜日 |
| 御坊支部 | 民事係・刑事係 | 毎週月・木曜日 |
| 新宮支部 | 民事係・刑事係 | 毎週月・火・木曜日 |

[家庭裁判所]

| 本庁・支部 | 係名称 | 開廷曜日 |
|-------|-------|-----------|
| 本 庁 | 人事訴訟係 | 毎週月・水曜日 |
| 田辺支部 | A 係 | 毎週水曜日 |
| | B 係 | 毎週火曜日 |
| 御坊支部 | | 毎週月・木曜日 |
| 新宮支部 | | 毎週月・火・木曜日 |

[簡易裁判所]

| 庁 名 | 係名称 | 開廷曜日 |
|-----|---------|-----------|
| 和歌山 | 民事イ係 | 毎週木曜日 |
| | 民事ロ係 | 毎週金曜日 |
| | 民事ハ係 | 毎週火曜日 |
| | 刑事係 | 毎週月曜日 |
| 妙 寺 | 民事係・刑事係 | 毎週火曜日 |
| 橋 本 | 民事係・刑事係 | 毎週月曜日 |
| 湯 浅 | 民事係・刑事係 | 毎週木曜日 |
| 御 坊 | 民事係・刑事係 | 毎週水曜日 |
| 田 辺 | 民事係 | 毎週火・金曜日 |
| | 刑事係 | 毎週火曜日 |
| 串 本 | 民事係・刑事係 | 毎週水曜日 |
| 新 宮 | 民事係・刑事係 | 毎週月・火・木曜日 |

別表 4

地裁民事

| | | 平成 3年 | 平成 13年 | 平成 14年 | 平成 15年 | 平成 16年 | 平成 17年 | 平成 18年 | 平成 19年 | 平成 20年 | 平成 21年 | 平成 22年 | 平成 23年 |
|-----|-------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 本 庁 | 第一審 | 669 | 762 | 762 | 717 | 614 | 610 | 637 | 750 | 840 | 957 | 948 | 848 |
| | 手形 | 22 | 15 | 16 | 11 | 3 | 5 | 2 | 6 | 8 | 2 | 3 | 2 |
| | 控訴 | 10 | 17 | 11 | 26 | 17 | 7 | 14 | 38 | 35 | 30 | 71 | 79 |
| | 再審 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | 行政第一審 | 2 | 10 | 3 | 6 | 9 | 6 | 10 | 9 | 5 | 11 | 15 | 12 |
| 田 辺 | 第一審 | 147 | 152 | 117 | 147 | 114 | 149 | 207 | 218 | 297 | 271 | 242 | 264 |
| | 手形 | 3 | 15 | 3 | 6 | 3 | 11 | 6 | 2 | 3 | 2 | 3 | 0 |
| | 控訴 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 再審 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 行政第一審 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 御 坊 | 第一審 | 25 | 40 | 30 | 26 | 35 | 31 | 32 | 42 | 74 | 67 | 64 | 49 |
| | 手形 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| | 控訴 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 再審 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 行政第一審 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 新 宮 | 第一審 | 27 | 44 | 43 | 32 | 40 | 37 | 86 | 117 | 100 | 69 | 53 | 46 |
| | 手形 | 0 | 3 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 3 | 1 | 2 | 5 | 2 |
| | 控訴 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 再審 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 行政第一審 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※平成 23 年の数値は、速報値である。

地裁刑事

| | 平成 3年 | 平成 13年 | 平成 14年 | 平成 15年 | 平成 16年 | 平成 17年 | 平成 18年 | 平成 19年 | 平成 20年 | 平成 21年 | 平成 22年 | 平成 23年 |
|---------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 和歌山地本庁 | 445 | 853 | 954 | 899 | 822 | 890 | 992 | 856 | 879 | 944 | 1,059 | 954 |
| 和歌山地田辺合 | 92 | 192 | 182 | 166 | 113 | 114 | 119 | 115 | 155 | 174 | 173 | 131 |
| 和歌山地御坊単 | 20 | 63 | 56 | 48 | 11 | 10 | 8 | 11 | 20 | 21 | 12 | 4 |
| 和歌山地新宮単 | 47 | 58 | 52 | 54 | 44 | 54 | 58 | 31 | 37 | 56 | 54 | 38 |

※平成 23 年の数値は、速報値である。

家事

| | | 平成 3年 | 平成 13年 | 平成 14年 | 平成 15年 | 平成 16年 | 平成 17年 | 平成 18年 | 平成 19年 | 平成 20年 | 平成 21年 | 平成 22年 | 平成 23年 |
|----|---------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 本庁 | 甲類審判事件 | 1,630 | 3,052 | 3,350 | 3,247 | 3,333 | 3,539 | 3,809 | 3,694 | 3,730 | 3,546 | 3,603 | 3,809 |
| | 乙類審判事件 | 68 | 80 | 94 | 73 | 106 | 86 | 99 | 97 | 110 | 120 | 125 | 101 |
| | 乙類調停事件 | 187 | 311 | 314 | 453 | 352 | 365 | 380 | 416 | 393 | 389 | 416 | 412 |
| | 乙以外調停事件 | 352 | 462 | 460 | 551 | 461 | 485 | 497 | 488 | 441 | 433 | 427 | 409 |
| | 人事訴訟事件 | | | | | 43 | 56 | 58 | 64 | 61 | 78 | 61 | 52 |
| 田辺 | 甲類審判事件 | 335 | 703 | 690 | 790 | 694 | 750 | 799 | 763 | 863 | 773 | 770 | 868 |
| | 乙類審判事件 | 3 | 50 | 49 | 18 | 14 | 12 | 20 | 12 | 9 | 12 | 29 | 14 |
| | 乙類調停事件 | 35 | 96 | 80 | 84 | 71 | 56 | 65 | 87 | 54 | 86 | 71 | 42 |
| | 乙以外調停事件 | 49 | 91 | 101 | 98 | 92 | 85 | 78 | 77 | 63 | 78 | 65 | 65 |
| | 人事訴訟事件 | | | | | 6 | 23 | 5 | 5 | 6 | 7 | 10 | 2 |
| 御坊 | 甲類審判事件 | 163 | 232 | 274 | 315 | 290 | 259 | 322 | 302 | 270 | 270 | 290 | 320 |
| | 乙類審判事件 | 1 | 5 | 5 | 9 | 9 | 3 | 4 | 2 | 6 | 9 | 21 | 7 |
| | 乙類調停事件 | 12 | 17 | 21 | 31 | 34 | 33 | 18 | 28 | 36 | 39 | 25 | 20 |
| | 乙以外調停事件 | 38 | 38 | 44 | 41 | 30 | 37 | 28 | 44 | 21 | 21 | 27 | 15 |
| | 人事訴訟事件 | | | | | 1 | 2 | 5 | 3 | 2 | 6 | 3 | 5 |
| 新宮 | 甲類審判事件 | 142 | 257 | 347 | 328 | 356 | 287 | 321 | 305 | 349 | 374 | 334 | 396 |
| | 乙類審判事件 | 1 | 11 | 2 | 12 | 3 | 4 | 13 | 1 | 6 | 8 | 5 | 10 |
| | 乙類調停事件 | 6 | 23 | 19 | 24 | 21 | 20 | 25 | 28 | 28 | 42 | 33 | 37 |
| | 乙以外調停事件 | 22 | 24 | 25 | 39 | 39 | 33 | 35 | 34 | 27 | 38 | 22 | 23 |
| | 人事訴訟事件 | | | | | 1 | 1 | 2 | 2 | 7 | 9 | 10 | 0 |

※ただし、人事訴訟事件については、平成16年4月以降。

※平成23年の数値は、速報値である。

少年

| | | 平成 3年 | 平成 13年 | 平成 14年 | 平成 15年 | 平成 16年 | 平成 17年 | 平成 18年 | 平成 19年 | 平成 20年 | 平成 21年 | 平成 22年 | 平成 23年 |
|----|--------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 本庁 | 少年一般保護 | 1,550 | 1,022 | 1,205 | 1,379 | 1,476 | 1,203 | 1,176 | 1,055 | 921 | 1,070 | 897 | 836 |
| | 道路交通保護 | 1,799 | 731 | 706 | 534 | 520 | 497 | 491 | 401 | 275 | 343 | 255 | 208 |
| 田辺 | 少年一般保護 | 497 | 335 | 355 | 364 | 431 | 342 | 298 | 291 | 248 | 222 | 198 | 180 |
| | 道路交通保護 | 504 | 254 | 252 | 146 | 114 | 93 | 98 | 104 | 57 | 41 | 48 | 44 |
| 新宮 | 少年一般保護 | 97 | 82 | 103 | 109 | 69 | 68 | 66 | 53 | 71 | 76 | 51 | 27 |
| | 道路交通保護 | 107 | 71 | 43 | 29 | 22 | 14 | 20 | 19 | 14 | 15 | 16 | 8 |

※平成23年の数値は、速報値である。

簡裁民事

| | | 平成 3年 | 平成 13年 | 平成 14年 | 平成 15年 | 平成 16年 | 平成 17年 | 平成 18年 | 平成 19年 | 平成 20年 | 平成 21年 | 平成 22年 | 平成 23年 |
|-----|------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 和歌山 | 通常 | 377 | 1,054 | 1,249 | 1,344 | 939 | 873 | 1,049 | 1,396 | 1,682 | 1,822 | 1,478 | 1,330 |
| | 手形 | 1 | 1 | 0 | 4 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 | 1 |
| | 少額 | 0 | 63 | 79 | 81 | 82 | 94 | 69 | 61 | 58 | 64 | 48 | 37 |
| | 少額異議 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 |
| 田 辺 | 通常 | 58 | 159 | 145 | 145 | 162 | 193 | 235 | 528 | 585 | 464 | 397 | 358 |
| | 手形 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 5 | 1 | 3 | 3 | 2 | 1 | 2 |
| | 少額 | 0 | 10 | 9 | 10 | 8 | 16 | 25 | 5 | 10 | 12 | 9 | 6 |
| | 少額異議 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 御 坊 | 通常 | 19 | 44 | 64 | 56 | 57 | 60 | 73 | 139 | 193 | 199 | 168 | 159 |
| | 手形 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 少額 | 0 | 7 | 0 | 4 | 7 | 8 | 3 | 6 | 6 | 3 | 4 | 2 |
| | 少額異議 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 新 宮 | 通常 | 19 | 39 | 34 | 50 | 68 | 45 | 91 | 183 | 139 | 130 | 105 | 89 |
| | 手形 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 |
| | 少額 | 0 | 4 | 3 | 4 | 2 | 9 | 8 | 7 | 4 | 4 | 1 | 1 |
| | 少額異議 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 湯 浅 | 通常 | 13 | 73 | 79 | 51 | 56 | 77 | 128 | 136 | 120 | 160 | 139 | 130 |
| | 手形 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 少額 | 0 | 4 | 3 | 13 | 8 | 4 | 9 | 3 | 7 | 9 | 15 | 6 |
| | 少額異議 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 妙 寺 | 通常 | 21 | 54 | 56 | 64 | 55 | 49 | 52 | 69 | 78 | 144 | 134 | 120 |
| | 手形 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 少額 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 4 | 5 | 3 | 1 | 1 | 0 | 2 |
| | 少額異議 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 橋 本 | 通常 | 15 | 52 | 34 | 53 | 56 | 35 | 58 | 66 | 84 | 101 | 81 | 89 |
| | 手形 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 少額 | 0 | 2 | 2 | 5 | 5 | 5 | 4 | 9 | 4 | 5 | 2 | 3 |
| | 少額異議 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 串 本 | 通常 | 3 | 16 | 10 | 11 | 21 | 13 | 22 | 55 | 64 | 51 | 35 | 28 |
| | 手形 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 少額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 5 | 3 | 0 | 0 |
| | 少額異議 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※少額訴訟及び少額異議訴訟については、平成10年から
 ※平成23年の数値は、速報値である。

簡裁刑事

| | | 平成 3年 | 平成 13年 | 平成 14年 | 平成 15年 | 平成 16年 | 平成 17年 | 平成 18年 | 平成 19年 | 平成 20年 | 平成 21年 | 平成 22年 | 平成 23年 |
|-----|-------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 和歌山 | 通常第一審 | 82 | 49 | 64 | 88 | 58 | 72 | 45 | 68 | 42 | 24 | 19 | 14 |
| | 略式 | 5,678 | 5,475 | 4,979 | 4,326 | 4,241 | 4,254 | 4,073 | 3,452 | 2,344 | 2,585 | 2,477 | 2,098 |
| 田 辺 | 通常第一審 | 39 | 24 | 29 | 24 | 36 | 32 | 25 | 15 | 12 | 6 | 8 | 11 |
| | 略式 | 1,231 | 990 | 1,331 | 1,149 | 891 | 969 | 840 | 698 | 494 | 501 | 510 | 430 |
| 御 坊 | 通常第一審 | 13 | 10 | 16 | 6 | 1 | 5 | 2 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| | 略式 | 596 | 451 | 385 | 327 | 330 | 372 | 367 | 250 | 218 | 230 | 277 | 265 |
| 新 宮 | 通常第一審 | 7 | 7 | 17 | 17 | 12 | 5 | 3 | 6 | 22 | 13 | 15 | 4 |
| | 略式 | 561 | 474 | 493 | 409 | 350 | 313 | 360 | 306 | 246 | 240 | 260 | 249 |
| 湯 浅 | 通常第一審 | 3 | 0 | 0 | 7 | 2 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 略式 | 757 | 394 | 482 | 423 | 352 | 424 | 363 | 379 | 266 | 262 | 296 | 220 |
| 妙 寺 | 通常第一審 | 4 | 1 | 0 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | 略式 | 785 | 566 | 666 | 575 | 486 | 463 | 469 | 479 | 281 | 327 | 291 | 229 |
| 橋 本 | 通常第一審 | 13 | 0 | 1 | 6 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | 略式 | 218 | 239 | 287 | 243 | 200 | 227 | 217 | 208 | 224 | 193 | 170 | 181 |
| 串 本 | 通常第一審 | 9 | 5 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 略式 | 175 | 153 | 169 | 156 | 96 | 87 | 112 | 79 | 53 | 59 | 60 | 81 |

※平成 23 年の数値は、速報値である。

別表5

事件受理処理件数（年別，庁別）

| 項目 年度 | 庁名 | 新受件数 | 処 分 件 数 | | | | | | | 合計 |
|-----------|----------|--------|---------|-------|------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | | 公判請求 | 略式請求 | 即決請求 | 起訴猶予 | 嫌疑不十分 | 家裁送致 | その他 | |
| 平成 13年 | 和歌山地方検察庁 | 3,607 | 973 | 0 | 0 | 218 | 152 | 1,631 | 570 | 3,544 |
| | 田辺支部 | 979 | 272 | 0 | 0 | 15 | 25 | 548 | 112 | 972 |
| | 御坊支部 | 130 | 71 | 0 | 0 | 4 | 7 | 0 | 45 | 127 |
| | 新宮支部 | 288 | 64 | 0 | 0 | 15 | 20 | 132 | 58 | 289 |
| | 和歌山区検察庁 | 12,021 | 46 | 5,498 | 0 | 4,622 | 129 | 0 | 1,729 | 12,024 |
| | 湯浅区検察庁 | 991 | 0 | 394 | 0 | 450 | 21 | 0 | 126 | 991 |
| | 妙寺区検察庁 | 936 | 1 | 566 | 0 | 280 | 20 | 0 | 69 | 936 |
| | 橋本区検察庁 | 742 | 0 | 240 | 0 | 350 | 20 | 0 | 132 | 742 |
| | 田辺区検察庁 | 2,269 | 31 | 988 | 0 | 963 | 16 | 0 | 267 | 2,265 |
| | 串本区検察庁 | 416 | 3 | 154 | 0 | 133 | 4 | 0 | 121 | 415 |
| | 御坊区検察庁 | 1,101 | 21 | 451 | 0 | 458 | 25 | 0 | 152 | 1,107 |
| | 新宮区検察庁 | 971 | 7 | 475 | 0 | 327 | 12 | 0 | 152 | 973 |
| | 計 | 24,451 | 1,489 | 8,766 | 0 | 7,835 | 451 | 2,311 | 3,533 | 24,385 |
| 平成 14年 | 和歌山地方検察庁 | 3,666 | 1,068 | 0 | 0 | 246 | 163 | 1,776 | 473 | 3,726 |
| | 田辺支部 | 985 | 196 | 0 | 0 | 41 | 30 | 572 | 151 | 990 |
| | 御坊支部 | 136 | 62 | 0 | 0 | 14 | 6 | 0 | 54 | 136 |
| | 新宮支部 | 284 | 56 | 0 | 0 | 31 | 18 | 127 | 52 | 284 |
| | 和歌山区検察庁 | 11,242 | 66 | 1,992 | 0 | 4,228 | 191 | 0 | 4,760 | 11,237 |
| | 湯浅区検察庁 | 1,074 | 0 | 482 | 0 | 415 | 26 | 0 | 152 | 1,075 |
| | 妙寺区検察庁 | 1,104 | 0 | 665 | 0 | 323 | 25 | 0 | 91 | 1,104 |
| | 橋本区検察庁 | 761 | 0 | 289 | 0 | 283 | 20 | 0 | 169 | 761 |
| | 田辺区検察庁 | 2,816 | 31 | 1,338 | 0 | 967 | 29 | 0 | 451 | 2,816 |
| | 串本区検察庁 | 417 | 0 | 170 | 0 | 88 | 9 | 0 | 148 | 415 |
| | 御坊区検察庁 | 1,002 | 11 | 388 | 0 | 467 | 11 | 0 | 125 | 1,002 |
| | 新宮区検察庁 | 1,050 | 17 | 490 | 0 | 346 | 24 | 0 | 172 | 1,049 |
| | 計 | 24,537 | 1,507 | 5,814 | 0 | 7,449 | 552 | 2,475 | 6,798 | 24,595 |
| 平成 15年 | 和歌山地方検察庁 | 3,661 | 1,002 | 0 | 0 | 275 | 126 | 1,779 | 512 | 3,694 |
| | 田辺支部 | 891 | 180 | 0 | 0 | 49 | 36 | 485 | 139 | 889 |
| | 御坊支部 | 131 | 50 | 0 | 0 | 11 | 13 | 0 | 54 | 128 |
| | 新宮支部 | 283 | 63 | 0 | 0 | 21 | 20 | 127 | 52 | 283 |
| | 和歌山区検察庁 | 10,240 | 109 | 4,340 | 0 | 4,134 | 203 | 0 | 1,466 | 10,252 |
| | 湯浅区検察庁 | 959 | 12 | 424 | 0 | 371 | 23 | 0 | 131 | 961 |
| | 妙寺区検察庁 | 1,015 | 6 | 575 | 0 | 355 | 11 | 0 | 68 | 1,015 |
| | 橋本区検察庁 | 680 | 6 | 242 | 0 | 290 | 6 | 0 | 136 | 680 |
| | 田辺区検察庁 | 2,739 | 24 | 1,149 | 0 | 921 | 48 | 0 | 600 | 2,742 |
| | 串本区検察庁 | 343 | 0 | 156 | 0 | 87 | 11 | 0 | 92 | 346 |
| | 御坊区検察庁 | 1,002 | 7 | 328 | 0 | 504 | 16 | 0 | 147 | 1,002 |
| | 新宮区検察庁 | 915 | 17 | 410 | 0 | 304 | 22 | 0 | 163 | 916 |
| | 計 | 22,859 | 1,476 | 7,624 | 0 | 7,322 | 535 | 2,391 | 3,560 | 22,908 |
| 平成 16年 | 和歌山地方検察庁 | 3,831 | 930 | 0 | 0 | 324 | 189 | 1,867 | 529 | 3,839 |
| | 田辺支部 | 880 | 126 | 0 | 0 | 59 | 45 | 503 | 145 | 878 |
| | 御坊支部 | 59 | 11 | 0 | 0 | 11 | 5 | 0 | 39 | 66 |
| | 新宮支部 | 195 | 47 | 0 | 0 | 11 | 16 | 74 | 46 | 194 |
| | 和歌山区検察庁 | 10,192 | 60 | 4,256 | 0 | 4,293 | 223 | 0 | 1,359 | 10,191 |
| | 湯浅区検察庁 | 925 | 2 | 352 | 0 | 422 | 26 | 0 | 123 | 925 |
| | 妙寺区検察庁 | 929 | 0 | 486 | 0 | 315 | 21 | 0 | 107 | 929 |
| | 橋本区検察庁 | 696 | 1 | 200 | 0 | 347 | 16 | 0 | 132 | 696 |
| | 田辺区検察庁 | 2,543 | 42 | 889 | 0 | 1,016 | 50 | 0 | 545 | 2,542 |
| | 串本区検察庁 | 240 | 0 | 97 | 0 | 90 | 8 | 0 | 45 | 240 |
| | 御坊区検察庁 | 851 | 2 | 341 | 0 | 419 | 14 | 0 | 78 | 854 |
| | 新宮区検察庁 | 884 | 12 | 350 | 0 | 349 | 20 | 0 | 153 | 884 |
| | 計 | 22,225 | 1,233 | 6,971 | 0 | 7,656 | 633 | 2,444 | 3,301 | 22,238 |

| 項目 年度 | 庁名 | 新受件数 | 処 分 件 数 | | | | | | | 合計 |
|-----------|----------|--------|---------|-------|------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | | 公判請求 | 略式請求 | 即決請求 | 起訴猶予 | 嫌疑不十分 | 家裁送致 | その他 | |
| 平成 17年 | 和歌山地方検察庁 | 3,599 | 980 | 0 | 0 | 331 | 197 | 1,590 | 510 | 3,608 |
| | 田辺支部 | 716 | 122 | 0 | 0 | 49 | 47 | 401 | 99 | 718 |
| | 御坊支部 | 44 | 9 | 0 | 0 | 8 | 4 | 0 | 23 | 44 |
| | 新宮支部 | 2,009 | 58 | 0 | 0 | 21 | 24 | 69 | 38 | 210 |
| | 和歌山区検察庁 | 10,488 | 72 | 5,262 | 0 | 4,088 | 213 | 0 | 856 | 10,491 |
| | 湯浅区検察庁 | 1,006 | 1 | 425 | 0 | 395 | 31 | 0 | 153 | 1,005 |
| | 妙寺区検察庁 | 887 | 0 | 463 | 0 | 346 | 8 | 0 | 70 | 887 |
| | 橋本区検察庁 | 691 | 0 | 228 | 0 | 334 | 9 | 0 | 120 | 691 |
| | 田辺区検察庁 | 2,578 | 36 | 966 | 0 | 998 | 76 | 0 | 504 | 2,580 |
| | 串本区検察庁 | 287 | 1 | 87 | 0 | 121 | 14 | 0 | 64 | 287 |
| | 御坊区検察庁 | 912 | 5 | 368 | 0 | 407 | 17 | 0 | 115 | 912 |
| | 新宮区検察庁 | 800 | 4 | 313 | 0 | 358 | 18 | 0 | 107 | 800 |
| | 計 | 24,017 | 1,288 | 8,112 | 0 | 7,456 | 658 | 2,060 | 2,659 | 22,233 |
| 平成 18年 | 和歌山地方検察庁 | 3,611 | 1,129 | 0 | 0 | 273 | 157 | 1,543 | 501 | 3,603 |
| | 田辺支部 | 732 | 146 | 0 | 0 | 54 | 31 | 386 | 118 | 735 |
| | 御坊支部 | 54 | 8 | 0 | 0 | 4 | 4 | 0 | 37 | 53 |
| | 新宮支部 | 226 | 67 | 0 | 0 | 24 | 14 | 83 | 38 | 226 |
| | 和歌山区検察庁 | 10,593 | 46 | 4,083 | 0 | 4,213 | 541 | 0 | 1,707 | 10,590 |
| | 湯浅区検察庁 | 939 | 0 | 363 | 0 | 396 | 67 | 0 | 114 | 940 |
| | 妙寺区検察庁 | 844 | 0 | 469 | 0 | 308 | 9 | 0 | 58 | 844 |
| | 橋本区検察庁 | 619 | 0 | 217 | 0 | 287 | 15 | 0 | 100 | 619 |
| | 田辺区検察庁 | 2,193 | 27 | 842 | 0 | 874 | 72 | 0 | 378 | 2,193 |
| | 串本区検察庁 | 336 | 0 | 112 | 0 | 124 | 12 | 0 | 88 | 336 |
| | 御坊区検察庁 | 957 | 1 | 370 | 0 | 425 | 23 | 0 | 138 | 957 |
| | 新宮区検察庁 | 779 | 3 | 352 | 0 | 314 | 23 | 0 | 87 | 779 |
| | 計 | 21,883 | 1,427 | 6,808 | 0 | 7,296 | 968 | 2,012 | 3,364 | 21,875 |
| 平成 19年 | 和歌山地方検察庁 | 3,325 | 964 | 0 | 0 | 338 | 207 | 1,380 | 442 | 3,331 |
| | 田辺支部 | 693 | 129 | 0 | 0 | 47 | 38 | 364 | 114 | 692 |
| | 御坊支部 | 39 | 11 | 0 | 0 | 6 | 10 | 0 | 13 | 40 |
| | 新宮支部 | 177 | 32 | 0 | 0 | 31 | 14 | 66 | 33 | 176 |
| | 和歌山区検察庁 | 9,506 | 67 | 3,458 | 0 | 3,986 | 483 | 0 | 1,515 | 9,509 |
| | 湯浅区検察庁 | 933 | 4 | 380 | 0 | 388 | 46 | 0 | 109 | 927 |
| | 妙寺区検察庁 | 859 | 0 | 480 | 0 | 290 | 23 | 0 | 66 | 859 |
| | 橋本区検察庁 | 608 | 1 | 207 | 0 | 231 | 80 | 0 | 89 | 608 |
| | 田辺区検察庁 | 2,196 | 17 | 700 | 0 | 945 | 76 | 0 | 458 | 2,196 |
| | 串本区検察庁 | 299 | 0 | 78 | 0 | 100 | 16 | 0 | 105 | 299 |
| | 御坊区検察庁 | 747 | 3 | 249 | 0 | 385 | 22 | 0 | 88 | 747 |
| | 新宮区検察庁 | 732 | 6 | 306 | 0 | 302 | 23 | 0 | 95 | 732 |
| | 計 | 20,114 | 1,234 | 5,858 | 0 | 7,049 | 1,038 | 1,810 | 3,127 | 20,116 |
| 平成 20年 | 和歌山地方検察庁 | 2,970 | 954 | 0 | 0 | 300 | 172 | 1,122 | 408 | 2,956 |
| | 田辺支部 | 653 | 169 | 0 | 0 | 44 | 42 | 288 | 106 | 649 |
| | 御坊支部 | 65 | 21 | 0 | 0 | 11 | 8 | 0 | 24 | 64 |
| | 新宮支部 | 174 | 42 | 0 | 0 | 15 | 20 | 78 | 20 | 175 |
| | 和歌山区検察庁 | 7,339 | 43 | 2,356 | 0 | 3,559 | 224 | 0 | 1,155 | 7,337 |
| | 湯浅区検察庁 | 727 | 0 | 266 | 0 | 325 | 32 | 0 | 105 | 728 |
| | 妙寺区検察庁 | 607 | 0 | 281 | 0 | 252 | 28 | 0 | 46 | 607 |
| | 橋本区検察庁 | 502 | 1 | 226 | 0 | 191 | 23 | 0 | 61 | 502 |
| | 田辺区検察庁 | 1,577 | 12 | 492 | 0 | 758 | 53 | 0 | 262 | 1,577 |
| | 串本区検察庁 | 197 | 0 | 51 | 0 | 94 | 10 | 0 | 42 | 197 |
| | 御坊区検察庁 | 671 | 1 | 219 | 0 | 341 | 31 | 0 | 79 | 671 |
| | 新宮区検察庁 | 648 | 20 | 246 | 0 | 287 | 16 | 0 | 79 | 648 |
| | 計 | 16,130 | 1,263 | 4,137 | 0 | 6,177 | 659 | 1,488 | 2,387 | 16,111 |

| 項目 年度 | 庁名 | 新受件数 | 処 分 件 数 | | | | | | | 合計 |
|-----------|----------|--------|---------|-------|------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | | | 公判請求 | 略式請求 | 即決請求 | 起訴猶予 | 嫌疑不十分 | 家裁送致 | その他 | |
| 平成 21年 | 和歌山地方検察庁 | 3,349 | 1,036 | 0 | 0 | 366 | 235 | 1,342 | 380 | 3,359 |
| | 田辺支部 | 628 | 198 | 0 | 0 | 38 | 42 | 233 | 119 | 630 |
| | 御坊支部 | 50 | 21 | 0 | 0 | 5 | 5 | 0 | 19 | 50 |
| | 新宮支部 | 217 | 64 | 0 | 0 | 15 | 18 | 77 | 41 | 215 |
| | 和歌山区検察庁 | 7,689 | 21 | 2,597 | 0 | 3,762 | 209 | 0 | 1,100 | 7,689 |
| | 湯浅区検察庁 | 685 | 1 | 264 | 0 | 320 | 23 | 0 | 75 | 683 |
| | 妙寺区検察庁 | 722 | 1 | 329 | 0 | 308 | 28 | 0 | 56 | 722 |
| | 橋本区検察庁 | 537 | 0 | 196 | 0 | 235 | 21 | 0 | 85 | 537 |
| | 田辺区検察庁 | 1,568 | 5 | 502 | 0 | 713 | 46 | 0 | 301 | 1,567 |
| | 串本区検察庁 | 220 | 0 | 59 | 0 | 92 | 9 | 0 | 60 | 220 |
| | 御坊区検察庁 | 754 | 2 | 231 | 0 | 354 | 36 | 0 | 130 | 753 |
| | 新宮区検察庁 | 636 | 13 | 242 | 0 | 254 | 19 | 0 | 108 | 636 |
| | 計 | 17,055 | 1,362 | 4,420 | 0 | 6,462 | 691 | 1,652 | 2,474 | 17,061 |
| 平成 22年 | 和歌山地方検察庁 | 3,085 | 1,182 | 0 | 0 | 307 | 203 | 1,082 | 312 | 3,086 |
| | 田辺支部 | 644 | 194 | 0 | 0 | 60 | 47 | 217 | 125 | 643 |
| | 御坊支部 | 55 | 13 | 0 | 0 | 7 | 9 | 0 | 27 | 56 |
| | 新宮支部 | 189 | 68 | 0 | 0 | 12 | 17 | 60 | 31 | 188 |
| | 和歌山区検察庁 | 7,535 | 16 | 2,499 | 0 | 3,485 | 174 | 0 | 1,353 | 7,527 |
| | 湯浅区検察庁 | 796 | 0 | 296 | 0 | 347 | 25 | 0 | 127 | 795 |
| | 妙寺区検察庁 | 641 | 0 | 291 | 0 | 277 | 12 | 0 | 61 | 641 |
| | 橋本区検察庁 | 520 | 0 | 172 | 0 | 273 | 19 | 0 | 56 | 520 |
| | 田辺区検察庁 | 1,584 | 10 | 514 | 0 | 710 | 41 | 0 | 307 | 1,582 |
| | 串本区検察庁 | 192 | 0 | 60 | 0 | 88 | 5 | 0 | 39 | 192 |
| | 御坊区検察庁 | 762 | 0 | 278 | 0 | 351 | 29 | 0 | 105 | 763 |
| | 新宮区検察庁 | 591 | 18 | 261 | 0 | 232 | 17 | 0 | 62 | 590 |
| | 計 | 16,594 | 1,501 | 4,371 | 0 | 6,149 | 598 | 1,359 | 2,605 | 16,583 |
| 平成 23年 | 和歌山地方検察庁 | 2,852 | 1,059 | 0 | 0 | 334 | 204 | 946 | 317 | 2,860 |
| | 田辺支部 | 546 | 150 | 0 | 0 | 57 | 39 | 199 | 102 | 547 |
| | 御坊支部 | 36 | 4 | 0 | 0 | 2 | 10 | 0 | 20 | 36 |
| | 新宮支部 | 113 | 39 | 0 | 0 | 15 | 6 | 30 | 26 | 116 |
| | 和歌山区検察庁 | 6,857 | 10 | 2,108 | 0 | 3,286 | 179 | 0 | 1,285 | 6,868 |
| | 湯浅区検察庁 | 595 | 0 | 220 | 0 | 265 | 25 | 0 | 88 | 598 |
| | 妙寺区検察庁 | 510 | 0 | 229 | 0 | 247 | 11 | 0 | 23 | 510 |
| | 橋本区検察庁 | 476 | 0 | 181 | 0 | 245 | 13 | 0 | 36 | 475 |
| | 田辺区検察庁 | 1,322 | 9 | 432 | 0 | 641 | 31 | 0 | 211 | 1,324 |
| | 串本区検察庁 | 318 | 0 | 81 | 0 | 120 | 7 | 0 | 110 | 318 |
| | 御坊区検察庁 | 758 | 0 | 265 | 0 | 309 | 22 | 0 | 162 | 758 |
| | 新宮区検察庁 | 498 | 5 | 249 | 0 | 191 | 6 | 0 | 48 | 499 |
| | 計 | 14,881 | 1,276 | 3,765 | 0 | 5,712 | 553 | 1,175 | 2,428 | 14,909 |

別表 6

各種相談件数一覧

| | センター 相談 | 御坊・日高 | 紀南 | 紀北 | 遺言・相続 特別相談 | 多重債務 相談 |
|----------|------------|---------|--------|---------|---------------|------------|
| 平成 12 年度 | * 620 件 | * 172 件 | | | | |
| 平成 13 年度 | * 652 件 | * 210 件 | | | | |
| 平成 14 年度 | * 710 件 | * 217 件 | * 46 件 | | | |
| 平成 15 年度 | * 669 件 | * 197 件 | * 50 件 | * 153 件 | | |
| 平成 16 年度 | * 657 件 | * 188 件 | * 50 件 | * 170 件 | | |
| 平成 17 年度 | * 725 件 | * 170 件 | * 50 件 | * 171 件 | 5 件 | |
| 平成 18 年度 | 755 件 | 122 件 | 32 件 | 178 件 | 23 件 | |
| 平成 19 年度 | 644 件 | 91 件 | 27 件 | 112 件 | 13 件 | 82 件 |
| 平成 20 年度 | 595 件 | 67 件 | 15 件 | 65 件 | 16 件 | 315 件 |
| 平成 21 年度 | 495 件 | 56 件 | 12 件 | 48 件 | 10 件 | 307 件 |
| 平成 22 年度 | 404 件 | 35 件 | 12 件 | 42 件 | 11 件 | 266 件 |
| 平成 23 年度 | 301 件 | 43 件 | 17 件 | 44 件 | 13 件 | 156 件 |

*印は推計

別表 7

和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」における相談内容及び相談件数

| 年度 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | 計 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 夫婦 (離婚等) | 80 | 82 | 131 | 115 | 105 | 98 | 116 | 102 | 111 | 99 | 52 | 1091 |
| 男女関係 | | | | | | | | | 7 | 11 | 5 | 23 |
| 相続・扶養 | 6 | 9 | 7 | 6 | 2 | 7 | 13 | 15 | 5 | 4 | 0 | 74 |
| 消費者等 | 2 | 4 | 6 | 6 | 9 | 15 | 3 | 4 | 5 | 2 | 0 | 56 |
| 性的被害 (セクハラ等) | 3 | 1 | 4 | 2 | 5 | 4 | 5 | 4 | 5 | 3 | 1 | 37 |
| その他 | 14 | 4 | 15 | 7 | 14 | 23 | 12 | 16 | 7 | 11 | 11 | 134 |
| 計 | 105 | 100 | 163 | 136 | 135 | 147 | 149 | 141 | 140 | 130 | 69 | 1415 |

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 内DV関係 | 16 | 31 | 46 | 43 | 39 | 36 | 36 | 36 | 36 | 17 | 9 | 309 |
| 内ストーカー 関係 | 2 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 10 |
| 内セクハラ | 2 | 4 | 2 | 4 | 3 | 6 | 1 | 5 | 4 | 4 | 1 | 32 |
| 内虐待 | | | | | | | | 3 | 1 | 2 | 2 | 8 |
| 内パワハラ・ いじめ | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 計 | 20 | 35 | 48 | 49 | 43 | 44 | 40 | 43 | 24 | 15 | 361 | |

※平成 23 年度は 11 月末現在の実績

※実施回数 平成 13 年、14 年度は月 2 回、平成 15 年度以降は月 3 回実施

別表 8

女性相談における相談件数及び一時保護件数

総相談件数（事件、電話、女性相談員の相談を全て含む）

| 年度 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 総延件数 | 3146 | 3349 | 3703 | 4434 | 5070 | 4179 | 3736 | 3363 | 4981 | 5266 | 3214 |

（但し H23 は 10 月末現在）

内DV相談延件数

| 年度 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|------|-----|
| 総延件数 | 429 | 506 | 671 | 804 | 920 | 1120 | 1294 | 1084 | 1225 | 1296 | 703 |

（但し H23 は 10 月末現在）

一時保護件数（本人）

| 年度 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 実人数 | 56 | 71 | 83 | 102 | 86 | 84 | 69 | 79 | 82 | 103 | 56 |
| 内DV | 45 | 37 | 66 | 84 | 72 | 72 | 58 | 70 | 70 | 89 | 47 |

（但し H23 は 10 月末現在）

別表 9

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく 保護命令申立新受件数（和歌山地方裁判所管内）

| 年（1月～12月） | 件数 |
|--------------|----|
| 平成13年（10月から） | 0 |
| 平成14年 | 10 |
| 平成15年 | 14 |
| 平成16年 | 28 |
| 平成17年 | 41 |
| 平成18年 | 46 |
| 平成19年 | 46 |
| 平成20年 | 56 |
| 平成21年 | 40 |
| 平成22年 | 59 |
| 平成23年（11月まで） | 30 |

別表10

人事訴訟新受件数

| 年（1月～12月） | 件数 |
|--------------|-----|
| 平成13年 | 93 |
| 平成14年 | 74 |
| 平成15年 | 64 |
| 平成16年 | 80 |
| 平成17年 | 82 |
| 平成18年 | 70 |
| 平成19年 | 74 |
| 平成20年 | 76 |
| 平成21年 | 100 |
| 平成22年 | 84 |
| 平成23年（11月まで） | 55 |

※平成16年3月まで地裁管轄、同年4月から家裁管轄

別表11

人事訴訟既済事件における弁護士関与の状況

| 既済年 | 件数 | 双方 | 率 | 原告側のみ | 被告側のみ |
|------------------|----|----|-----|-------|-------|
| 平成13年 | 68 | 43 | 63% | 24 | 1 |
| 平成14年 | 84 | 56 | 66% | 28 | 0 |
| 平成15年 | 83 | 48 | 57% | 35 | 0 |
| 平成16年 | 52 | 29 | 55% | 23 | 0 |
| 平成17年 | 75 | 44 | 58% | 29 | 2 |
| 平成18年 | 65 | 40 | 61% | 22 | 3 |
| 平成19年 | 72 | 41 | 56% | 29 | 2 |
| 平成20年 | 80 | 52 | 65% | 27 | 1 |
| 平成21年 | 49 | 32 | 65% | 16 | 1 |
| 平成22年 | 90 | 68 | 75% | 21 | 1 |
| 平成23年 （11月まで） | 72 | 55 | 76% | 16 | 1 |

法律相談ご案内 (平成 24 年度)

和歌山弁護士会

1. 和歌山弁護士会の弁護士が行っている法律相談

平成 24 年 9 月 28 日現在

| 相談場所 | 電話番号 | 相談日 | 受付方法 | 相談費用 |
|--|-----------------------------|--|------|--------------------|
| 和歌山弁護士会 法律相談センター 和歌山市四番丁5番地 | 073-422-5005 (予約専用) | 毎週火・水・木曜日 13時～15時30分 毎月第2・4土曜日 9時30分～12時30分 | 電話予約 | 5,250円 (20～30分) |
| 和歌山弁護士会 遺言・相続特別相談 和歌山市四番丁5番地 | 073-422-5005 (予約専用) | 毎月第2・4土曜日 9時30分～12時30分 | 電話予約 | 10,500円 (1時間) |
| 和歌山県庁 県民相談室 和歌山市小松原通1-1 本館2階 | 073-441-2356 (直通) | 毎月2～3回 火または金曜日13時～ | 電話予約 | 無 料 |
| 和歌山市役所 市民総務課 市民相談センター 和歌山市七番丁23 市役所2階 | 073-435-1025 (直通) | 毎週月曜日 13時～15時30分 | 電話予約 | 無 料 |
| 和歌山市社会福祉協議会 和歌山市八番丁4 和歌山市八番丁館 | 073-422-2081 | 毎月第1金曜日 13時30分～16時 | 電話予約 | 無 料 |
| 多重債務者夜間無料法律相談センター 和歌山市友田町2-153 セッサビル4階 | 073-422-5005 (予約専用) | 毎週金曜日 18時～20時 <u>借金に関する相談のみ</u> | 電話予約 | 無 料 |
| 公益財団法人 日弁連交通事故 相談センター和歌山県支部 和歌山市四番丁5番地 (弁護士会館内) | 073-422-4580 | 毎週月曜日 13時～15時30分 <u>交通事故に関する相談のみ</u> | 電話予約 | 無 料 |
| 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (近畿) ※相談場所についてはご予約の際にご確認ください。 | 06-7634-2321 0570-022808 | 毎月第3火曜日 13時～16時 <u>交通事故に関する相談のみ</u> | 電話予約 | 無 料 |
| 和歌山県庁 医務課 医療安全相談 和歌山市小松原通1-1 | 073-441-2611 | 毎月第2・4水曜日 13時～17時 <u>医療に関する相談のみ</u> | 電話予約 | 無 料 |
| 財団法人 和歌山県人権啓発センター 和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛2階 | 073-435-5420 | 毎月第2・4木曜日 13時～16時 <u>人権に関する相談のみ (原則)</u> | 電話予約 | 無 料 |
| 御坊・日高常設法律相談所 御坊市湯川町財部485 財部会館 | 073-422-5005 (予約専用) | 毎週木曜日 13時30分～16時 | 電話予約 | 5,250円 (20～30分) |
| 紀北法律相談センター 橋本市古佐田1丁目209-3 古佐田区民会館 | 073-422-5005 (予約専用) | 毎週土曜日 10時～12時30分 | 電話予約 | 5,250円 (20～30分) |
| 紀南法律相談センター 那智勝浦町大字天満字木戸浦441-8 那智勝浦町体育文化会館 | 073-422-5005 (予約専用) | 毎月第2金曜日 13時～15時30分 | 電話予約 | 5,250円 (20～30分) |
| 串本法律相談センター 東牟婁郡串本町串本2427 串本町文化センター | 073-422-5005 (予約専用) | 毎週月曜日 13時～15時30分 | 電話予約 | 5,250円 (20～30分) |
| 高齢者・障がい者あんしん電話相談 | 073-425-4165 (予約専用) | | 電話予約 | 無 料 |
| ※和歌山県内にお住まいの65歳以上の方、障がい者ご本人、その家族、支援者が対象。詳しくはお問い合わせ下さい。 | | | | |
| 県下各市町村での移動県民相談、橋本市、紀の川市、有田市、湯浅町、有田川町、日高川町での法律相談 ※次頁参照 時間・受付方法等は次頁記載の担当窓口へ直接お問い合わせ下さい。 | | | | |

2. 弁護士あっせん制度

弁護士が必要なときは弁護士あっせん制度のご利用を (ただし、訴訟費用・弁護士費用を用意できる方に限ります)

お問い合わせは… **和歌山弁護士会** 和歌山市四番丁5番地

TEL 073 - 422 - 4580 URL <http://www.wakaben.or.jp>

◆平成 24 年度移動県民相談 相談時間：13 時～ 定員：10 名 予約：各振興局へ

| 月 | 日 | 会 場 | 月 | 日 | 会 場 |
|---|--------|-------------|----|--------|-------------|
| 4 | 10 (火) | ■ 那賀振興局 | 10 | 2 (火) | △ 伊都振興局 |
| | 19 (木) | ▽ 東牟婁振興局 | | 16 (火) | ▽ 串本町文化センター |
| | 24 (火) | ★ 西牟婁振興局 | 11 | 9 (金) | ▲ 有田振興局 |
| 5 | 17 (木) | ▽ 東牟婁振興局 | | 15 (木) | ▽ 東牟婁振興局 |
| | 25 (金) | ☆ 日高振興局 | 12 | 4 (火) | ■ 那賀振興局 |
| 6 | 5 (火) | △ 伊都振興局 | | 18 (火) | ★ 西牟婁振興局 |
| | 12 (火) | ▽ 串本町文化センター | | 20 (木) | ▽ 東牟婁振興局 |
| 7 | 6 (金) | ▲ 有田振興局 | 1 | 17 (木) | ▽ 東牟婁振興局 |
| | 19 (木) | ▽ 東牟婁振興局 | | 29 (火) | ☆ 日高振興局 |
| 8 | 3 (金) | ■ 那賀振興局 | 2 | 5 (火) | △ 伊都振興局 |
| | 16 (木) | ▽ 東牟婁振興局 | | 19 (火) | ▽ 串本町文化センター |
| | 28 (火) | ★ 西牟婁振興局 | 3 | 8 (金) | ▲ 有田振興局 |
| 9 | 7 (金) | ☆ 日高振興局 | | 21 (木) | ▽ 東牟婁振興局 |
| | 20 (木) | ▽ 東牟婁振興局 | | | |

予約受付先電話番号

| | | | |
|---------|--------------|---------|--------------|
| ■那賀振興局 | 0736-61-0006 | △伊都振興局 | 0736-33-4900 |
| ▲有田振興局 | 0737-64-1255 | ☆日高振興局 | 0738-24-2936 |
| ★西牟婁振興局 | 0739-26-7909 | ▽東牟婁振興局 | 0735-21-9607 |

◆平成 24 年度県下各市町村・社会福祉協議会における法律相談 予約：各市町村・社会福祉協議会へ

| 市 町 村 名 電 話 番 号 | 相 談 場 所 相 談 時 間 | 相 談 日 ※変更される場合がありますので、予約時に必ず御確認ください。 | |
|-----------------------------|------------------------|--|------------------------|
| 橋 本 市 (市民課) 0736-39-7200 | 橋本市役所 1時～4時 | 4/25, 5/9, 5/23, 6/20, 7/11, 7/25, 8/8, 8/22, 9/19, 10/10, 10/24, 11/7, 11/21, H25年1/9, 1/23, 2/13, 2/27, 3/27 | |
| | 橋本市高野口地区公民館 1時～4時 | 4/11, 5/16, 6/13, 7/18, 8/15, 9/12, 10/17, 11/14, 12/12, H25年1/16, 2/20, 3/13 | |
| | 橋本市教育文化会館 1時～4時 | 12/5 (人権特設相談) | |
| 紀の川市社会福祉協議会 0736-66-1200 | 那賀保健福祉センター 1時～4時 | 0736-75-9060 | 4/25, 9/26, H25年 2/27 |
| | 桃山保健福祉センター 1時～4時 | 0736-66-1200 | 5/23, 10/24, H25年 3/27 |
| | 貴志川保健福祉センター 1時～4時 | 0736-65-2552 | 6/27, 11/28 |
| | 古和田会館 1時～4時 | 0736-77-0859 | 7/25, 12/26 |
| | 粉河支所 1時～4時 | 0736-73-8863 | 8/22 (東別館), H25年1/23 |
| 有 田 市 (市民課) 0737-83-1111 | 有田市役所 1時～4時30分 | 4/17, 5/15, 6/19, 7/17, 8/21, 9/18, 10/16, 11/20, 12/18, H25年1/15, 2/19, 3/19 | |
| 湯浅町社会福祉協議会 0737-63-5175 | 湯浅町地域福祉センター 1時～4時 | 4/3, 6/5, 11/6, H25年2/5 | |
| 有田川町社会福祉協議会 0737-32-5755 | 有田川町高齢者福祉センター 1時～4時 | 4/5, 7/5, 10/4, H25年2/7 | |
| | 金屋文化保健センター 1時～4時 | 4/19, 6/21, 8/16, 9/6, 10/18, 12/20, H25年 2/21 | |
| | きび保健福祉センター 1時～4時 | 5/17, 6/7, 7/19, 9/20, 11/15, H25年1/17, 3/21 | |
| 日高川町社会福祉協議会 0738-22-5424 | 中津支所 1時～4時 | 4/17, 11/13 | |
| | 川辺本所 1時～4時 | 7/10, H25年2/25 | |
| | 美山支所 1時～4時 | 9/25 | |

地域司法計画作成検討プロジェクトチーム委員

| | | |
|----------|-----------|-----------|
| 阪本康文(会長) | 赤木俊之(副会長) | 松原敏美 |
| 由良登信 | 小野原聡史 | 山西陽裕 |
| 田中祥博 | 藤井幹雄(座長) | 畑純一 |
| 山下俊治 | 遠藤桂介 | 石川栄司(副座長) |
| 太田達也 | 藤田沙穂里 | 堀江佳史 |
| 河内茂治 | 岡田政和 | 山本健二 |
